

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費<地方機関予算計上>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公文書館センター機能強化・充実事業	7,913	5,522	2,391			(雑入) 6	7,907	
トータルコスト	15,858千円(前年度13,470千円) [正職員:1.0人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	市町村と連携して歴史公文書等の保存活用を図る。 公文書管理条例、文書管理規程に基づいた文書管理・保存・利用提供。 貴重資料の修復、電子化。							
工程表の政策目標(指標)	県市町村歴史公文書等保存活用共同会議を設置し、市町村の支援を行う。 公文書管理条例制定前引継ぎ文書の再評価の促進、利用制限事前審査の促進。 デジタル資料公開に向けた所蔵資料(明治～昭和初期の県例規)のデジタル化。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」に基づき、歴史的に重要な公文書等のより一層適切な保存管理に向けた取組を進めるため、県と市町村との連携・協力体制を構築するとともに、公文書館の所蔵資料のより積極的な利活用などの取組を進める。

2 主な事業内容

- (1) 歴史公文書等の保存の重要性や公文書館の役割の普及啓発  
 明治150年特別企画展「明治時代の鳥取－文書と写真が伝えるもの－」  
 開催時期：平成30年9月～10月開催予定  
 内容：展示、講演会 等
- (2) 市町村との連携・協力  
 県及び各市町村の公文書等所管関係機関で構成する「県市町村歴史公文書等保存活用共同会議」により、市町村との連携・協力による歴史公文書等の保存管理体制の向上を図る。  
 ア 部会による個別課題の検討  
 イ 市町村職員研修会  
 ・歴史公文書等の選別、保存・修復に関する研修会  
 ・各市町村の文書管理方法等の相談、協力  
 ウ 地域歴史資料所在調査  
 ・市町村と連携し民間歴史資料の情報収集・所在調査
- (3) 所蔵資料を保存し利活用をするための基盤整備  
 ア 公文書管理条例制定前引継ぎ文書の評価促進  
 イ 書庫保存文書の利用制限事前審査  
 ウ デジタル資料公開に向けた所蔵資料のデジタル化
- (4) 学校教育活動への支援・協力  
 歴史学習教材資料作成、所蔵資料を活用した児童生徒の自由研究への協力
- (5) 公文書館と図書館、博物館との連携  
 ・災害時等の市町村との連携・協力実施計画(平成29年度策定)に基づく対応  
 ・デジタルアーカイブ構築等各館が連携した取組の検討  
 ※デジタルアーカイブ：博物館、美術館、図書館、公文書館などの所蔵資料を電子化して保存・公開すること。

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 平成28年5月に「県立公文書館在り方検討会議」を設置し、県立公文書館の役割、機能の在り方について、同年10月報告書を取りまとめた。
- (2) 平成28年11月議会で、歴史的に重要な公文書等の保存と利活用に関する県・市町村・県民等の責務と役割を定めた全国初の「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」を制定した。(平成29年4月施行、5月に記念シンポジウムを開催)
- (3) 県及び各市町村の公文書等所管関係機関で構成する「県市町村歴史公文書等保存活用共同会議」を設置(平成29年4月)し、県市町村が連携・協力して部会(現用文書部会・評価選別部会)、研修会などを実施することにより、職員の専門知識の向上や歴史公文書等の保存活用における課題解決への取組が進んだ。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費<地方機関予算計上>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公文書館普及事業	908	1,347	△439				908	
トータルコスト	10,442千円（前年度10,885千円）[正職員：1.2人、非常勤職員：0.5人]							
主な業務内容	企画展							
工程表の政策目標（指標）	公文書館の利用者数（入館者・ホームページアクセス件数）の増							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 県政に関する情報を県民に提供するため展示等を行い、公文書館の利用を促進する。</p> <p>2 主な事業内容 ○企画展 ・鳥取大火に係る企画展を開催 ・とっとり県民の日に係る企画展を開催</p>								
歴史資料保存事業	4,611	5,075	△464			〈雑入〉 6	4,605	
トータルコスト	6,200千円（前年度6,665千円）[正職員：0.2人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	貴重資料の修復及び電子化・複製化及び専用保存器材での劣化予防。							
工程表の政策目標（指標）	貴重資料の修復と電子化・複製化を行う。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 所蔵資料の修復及び電子化・複製本化を行うとともに、書庫の適正な温湿度管理、虫菌害予防等により、資料の長期保存を図る。</p> <p>2 主な事業内容 ○紙資料の修復と複製本化  ○写真・映像資料の電子化と印画紙への焼付け  ○専用保存器材による劣化予防  ○書庫の温湿度管理や虫菌害予防による収蔵資料の適正管理</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費<地方機関予算計上>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
公文書収集整理事業	7,005	7,033	△28			42	6,963	
トータルコスト	23,690千円(前年度23,724千円) [正職員:2.1人、非常勤職員:2.2人]							
主な業務内容	歴史公文書等の引継ぎ、整理・保存及び利用提供							
工程表の政策目標(指標)	知事部局等実施機関からの歴史公文書等の適正な引継ぎと書庫管理の徹底 行政刊行物の収集、整理及び保存の実施							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県公文書等の管理に関する条例の規定に基づき、知事部局等実施機関からの歴史公文書等の引継ぎ、整理・保存を行い、利用者へ迅速な提供を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例に定める実施機関、県議会等からの歴史公文書等の引継ぎ</li> <li>・ 国、県内市町村、類縁機関等が収蔵する県関係公文書等の調査・収集</li> <li>・ 知事部局等実施機関の行政刊行物の収集</li> </ul> <p>○整理・保存</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き継いだ歴史公文書等の目録作成と書架への配置</li> <li>・ 簿冊の綴直し等の手入れ</li> </ul> <p>○利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書管理システムへの書庫情報の入力</li> <li>・ 収集した歴史公文書や行政資料目録のホームページ等による公表</li> <li>・ 閲覧請求のあった簿冊に係る、利用制限情報の有無の審査</li> </ul>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館(内線:8164)

14目 公文書館費<地方機関予算計上>

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源															
公文書館管理運営費	10,796	11,297	△501			13	10,783															
トータルコスト	21,125千円(前年度21,629千円) [正職員:1.3人、非常勤職員:2.1人]																					
主な業務内容	公文書館の施設及び所蔵資料の管理、公文書等の閲覧請求や相談対応等の窓口業務																					
工程表の政策目標(指標)	年間相談件数の増																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要 公文書館の施設の適切な管理を行うとともに、利用者の所蔵資料閲覧請求や相談に対して迅速・的確な対応を行う。</p> <p>2 主な事業内容 ○利用者からの閲覧請求・相談に対応する窓口業務等(9,489千円) ○警備の業務委託(1,307千円)</p>																						
新鳥取県史編さん事業	41,786	45,589	△3,803			<財産収入> 2,000 <雑入> 30	39,756															
トータルコスト	83,100千円(前年度94,867千円) [正職員:5.2人、非常勤職員:5.0人]																					
主な業務内容	県史編さん委員会・専門部会の開催、歴史・民俗資料の調査研究、古文書解読、県史資料編・ブックレットの執筆・編集・刊行																					
工程表の政策目標(指標)	県史資料編の刊行(全22巻) 県史ブックレットの刊行(全26冊)																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要 旧『鳥取県史』刊行後に新たな発見や研究の進展のあった事項や、旧県史で十分に取上げていない事項を調査・研究し、貴重な歴史・民俗資料を県民共有の財産として後世に伝えるとともに、その成果を「県史資料編」、「ブックレット」として刊行することによって、郷土に対する県民の理解と愛着を深める。 ※旧『鳥取県史』…昭和38～56年度に編さん・刊行、全18巻</p> <p>2 主な事業内容 ○県史編さん委員会及び各専門部会の開催(427千円) ○資料の調査研究と県史資料編の刊行等(41,200千円) 近世6「因府歴年大雑集」、現代1「政治編」、民俗2「民具編」 ○巡回講座の開催等(159千円)</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>専門部会</th> <th>主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>考古部会</td> <td>出土遺物再整理、古墳測量調査等</td> </tr> <tr> <td>古代中世部会</td> <td>資料調査</td> </tr> <tr> <td>近世部会</td> <td>資料調査、翻刻文校訂、資料編刊行等</td> </tr> <tr> <td>近代部会</td> <td>資料整理</td> </tr> <tr> <td>現代部会</td> <td>資料調査、翻刻文校訂、資料編刊行等</td> </tr> <tr> <td>民俗部会</td> <td>民具調査、民具編刊行等</td> </tr> </tbody> </table>									専門部会	主な業務内容	考古部会	出土遺物再整理、古墳測量調査等	古代中世部会	資料調査	近世部会	資料調査、翻刻文校訂、資料編刊行等	近代部会	資料整理	現代部会	資料調査、翻刻文校訂、資料編刊行等	民俗部会	民具調査、民具編刊行等
専門部会	主な業務内容																					
考古部会	出土遺物再整理、古墳測量調査等																					
古代中世部会	資料調査																					
近世部会	資料調査、翻刻文校訂、資料編刊行等																					
近代部会	資料整理																					
現代部会	資料調査、翻刻文校訂、資料編刊行等																					
民俗部会	民具調査、民具編刊行等																					

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

人事企画課（内線：7037）→ 事業実施：庶務集中課

2目 人事管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出	起債	その他	一般財源	
給与等管理費	6,458	31,030	△24,572			〈雑入〉 12	6,446	
トータルコスト	22,348千円（前年度 46,930千円） [正職員：2.0人 非常勤職員：2.0人]							
主な業務内容	給料の支払いに関する事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
職員の給与、勤務条件に関する業務等を行う経費								
2 主な事業内容 <span style="float:right">(単位：千円)</span>								
内容	予算額	説明						
住民税特別通知書仕分発送作業委託料	1,350	・市町村民税・県民税の「特別徴収税額決定通知書」の仕訳発送業務委託料						
非常勤職員に要する経費	5,108	・諸手当認定、検認、給与管理等に従事する非常勤職員2名に係る経費						
合計	6,458							

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福利厚生課（内線：7039）→ 事業実施：庶務集中課

2目 人事管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員福利厚生費	184	2,075	△1,891				184	
トータルコスト	184千円（前年度 2,075千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	地方職員共済組合負担金支払事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明	地方公務員等共済組合法に基づく事務費負担金 184千円							

福利厚生課（内線：7039）→ 事業実施：庶務集中課

10目 恩給及び退職年金費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職年金費	11,363	21,818	△10,455				11,363	
トータルコスト	12,952千円（前年度 23,408千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	裁定・失権処理、恩給の支払い等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明	<p>恩給（恩給法に基づくもの）及び退職年金（条例に基づくもの）の給付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恩給及び退職年金費 10,601千円</li> <li>・その他事務経費 762千円</li> </ul> <p>（参考）恩給受給者数 9人（平成29年10月）</p>							

福利厚生課（内線：7039）→ 事業実施：庶務集中課

12目 諸費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
公用車による自動車事故対策事業	8,116	9,283	△1,167				8,116							
トータルコスト	8,116千円（前年度 9,283千円） [正職員：0.0人、非常勤職員：0.1人]													
主な業務内容	任意保険契約													
工程表の政策目標（指標）	—													
事業内容の説明	<p>公用車の自動車任意保険加入経費</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車任意保険料</td> <td>8,116</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車約1,430台</li> <li>・対人補償：2,000万円</li> <li>対物補償：100万円（保険契約による免責3万円）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>								区分	予算額	内容	自動車任意保険料	8,116	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車約1,430台</li> <li>・対人補償：2,000万円</li> <li>対物補償：100万円（保険契約による免責3万円）</li> </ul>
区分	予算額	内容												
自動車任意保険料	8,116	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車約1,430台</li> <li>・対人補償：2,000万円</li> <li>対物補償：100万円（保険契約による免責3万円）</li> </ul>												

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

財源確保推進課（内線：7766）→ 事業実施：庶務集中課

7目 財産管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員宿舍管理事業費	65,895	66,697	△802			〈雑収入〉 40,033 〈雑入〉 18,456	7,406	
トータルコスト	69,073千円（前年度 69,876千円） [正職員：0.4人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	民間宿舍借上、宿舍入退居決定、貸付料徴収、宿舍の営繕、設備点検等管理事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
職員宿舍の維持修繕及び入退去決定を行う。なお、管理業務は外部委託により行う。								
〈宿舍の存廃方針〉								
今後、新たな宿舍の整備は行わないこととし、既存の職員宿舍については、老朽化や入居の状況等を勘案しつつ順次廃止していく。								
〈職員宿舍の設置戸数の推移〉								
区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30想定	
県有宿舍	393	387	300	264	256	256	256	
区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30想定	
借上宿舍	20	24	35	39	40	41	44	
2 主な事業内容								
区 分	予算額	事業内容						
借上宿舍賃借料	51,215	県外本部職員等の宿舍とする民間賃貸住宅の借上費用						
職員宿舍管理業務委託	9,302	宿舍の外部管理委託						
宿舍修繕費	2,313	宿舍の維持・補修に要する費用						
維持管理・その他事務費	517	空き宿舍の機械警備委託等						
非常勤職員人件費	2,548	非常勤職員1名を雇用し、職員宿舍管理業務を行う						

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
1項 総務管理費  
6目 会計管理費

集中業務課 (内線: 7435)  
→事業実施: 総務部総合事務センター庶務集中課  
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
集中化業務事務費	債務負担行為 1,676 40,898	債務負担行為 1,216 41,154	債務負担行為 460 △256			その他 〈雑入〉 48	債務負担行為 1,676 40,850
トータルコスト	70,295千円 (前年度 70,562千円) [正職員: 3.7人、非常勤職員: 5.5人]						
主な業務内容	支出書類の作成、公共料金口座引落等各種共通経費の支払 等						
工程表の政策目標 (指標)	共通の庶務業務の集中化による効率化の推進						

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

庶務業務の集中的・効率的な処理に要する経費。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

内 容	予算額
庶務業務の集中的・効率的な処理を行うため、各種システムの運用管理を委託する。 ・新旅費システム ・臨職・非常勤データ連携システム ・児童手当管理システム ・公共料金自動口座振替払データ連携システム ・公金振替払データ連携システム	5,211
各所属の仕訳書等の作成、児童手当認定及び支払等の業務を行う非常勤職員の人件費。	20,384
業務の繁忙期に人材派遣を委託する。	2,892
県が審議会委員等に支払った報酬等に係る法定調書の作成を委託する。	740
ANA@desk発券承認業務等の既存業務を外部委託する。 ※ANA@desk・・・ANAホールディングス株式会社がインターネット上で運用している法人向け航空券予約システム	8,157
標準事務費	3,514
合 計	40,898



平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
1項 総務管理費  
6目 会計管理費

物品契約課 (内線: 7432)  
→事業実施: 総務部総合事務センター物品契約課  
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
物品調達事務費	〔債務負担行為〕 6,237 38,483	43,221	△4,738			〔債務負担行為〕 6,237 <雑入> 42	38,441	
トータルコスト	74,236千円 (前年度 87,195千円) [正職員: 4.5人、非常勤職員: 6.0人]							
主な業務内容	物品調達に係る入札・契約・発注・検収及び本庁各課における委託・役務等の入札・契約事務等							
工程表の政策目標 (指標)	透明性・公平性を高め、効率的な調達の推進とともに、県内企業への優先発注による地域経済への貢献							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本庁各課及び出納機関で使用する物品の調達等に係る入札の実施、契約の締結等に要する経費である。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

内 容	予算額
県で使用する物品等の入札の透明性及び公平性を高め、また効率的に調達するために実施している電子入札を行う物品電子調達システムの保守及び運用業務を委託する。(平成31年度債務負担行為は元号改修対応)	9,589
3年に1度行う競争入札参加資格の更新業務に円滑に対応するため、審査等に係る人材派遣、更新データの作成及び財務会計システムの動作検証等の業務を委託する。	8,451
各所属の物品及び委託・役務に係る発注、入札、契約事務等の業務を行う非常勤職員の人件費	17,836
標準事務費	2,607
合 計	38,483

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費								
	1目 一般管理費	2目 人事管理費	4目 文書費	5目 財政管理費	6目 会計管理費	7目 財産管理費			
1 報 酬	533,595	213,892	178,747	14,465	58,340	2,800	1,631	32,910	15,540
2 給 料	2,962,024	1,509,172	1,103,616	1,103,616					
3 職員手当等	3,953,733	3,213,172	3,008,691	1,328,444	1,680,247				
4 共 済 費	1,124,956	567,250	417,631	390,443	10,244	354	263	5,310	2,490
5 災害補償費	500	500	500		500				
6 恩給及び退職年金	10,601	10,601	10,601						
7 貸 金	20,316	12,478	11,437		10,669	640			
8 報 償 費	239,616	200,469	74,354	181	4,211				64,103
9 旅 費	231,689	107,821	100,043	51,556	26,999	631	510	503	4,788
費用弁償	20,618	3,954	3,872	20	950	212		18	90
普通旅費	165,644	95,883	88,512	51,536	24,383	411	510	485	4,632
特別旅費	45,427	7,984	7,659		1,666	8			66
10 交 際 費	2,800	2,000	2,000	1,100					
11 需 用 費	609,919	318,303	300,960	132,147	6,693	3,144	3,952	1,944	127,532
12 役 務 費	559,289	240,680	119,199	25,918	35,380	322	1,425	723	30,514
13 委 託 料	4,605,904	1,601,143	864,592	21,177	91,501	5,670	5,350	35,040	603,175
14 使用料及び賃借料	809,105	700,774	136,564	28,238	8,681	3,025	900	2,951	58,256
15 工事請負費	1,019,983	441,816	441,816						441,816
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	322,670	8,476	7,494	4,416	1,590	280	100		1,063
19 負担金、補助及び交付金	8,587,786	1,164,162	133,945	4,215	46,797	175	1,147		72,232
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	1,800	1,800	1,800						
23 償還金、利子及び割引料	170,200	30,000	30,000						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	109,211	106,965	106,893						
26 寄 附 金									
27 公 課 費	278								
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	25,875,975	10,451,474	7,050,883	3,105,916	1,981,852	17,041	15,278	79,381	1,421,509
財 国庫支出金	1,796,458	7,240	7,240	6,578			363		299
源 地 方 債	1,720,000	463,000	463,000						463,000
内 そ の 他	2,397,219	477,018	364,248	52,379	49,760	538	21	90	147,270
訳 一 般 財 源	19,962,298	9,504,216	6,216,395	3,046,959	1,932,092	16,503	14,894	79,291	810,940

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

節 款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費						2項 企画費		
	9目 県外事務所費	10目 恩給及び退職 年金費	11目 財政調整基金費	12目 諸 費	13目 減債基金費	14目 公文書館費		1目 企画総務費	2目 計画調査費
1 報 酬	27,596			352		25,113	2,194		2,194
2 給 料							49,738	49,738	
3 職員手当等							25,051	25,051	
4 共 済 費	4,506					4,021	18,008	17,654	354
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金		10,601							
7 賞 金						128			
8 報 償 費	2,788					3,071	600		600
9 旅 費	10,851	10		333		3,862	3,392		3,392
費用弁償	1,635			128		819	20		20
普通旅費	5,418	10		205		922	3,093		3,093
特別旅費	3,798					2,121	279		279
10 交 際 費	900								
11 需 用 費	13,486	10		108		11,944	5,631		5,631
12 役 務 費	13,781	50		9,066		2,020	94,264		94,264
13 委 託 料	80,947	692				21,040	638,909		638,909
14 使用料及び賃借料	32,525			208		1,780	558,166		558,166
15 工 事 請 負 費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	45								
19 負担金、補助及び交付金	9,033			306		40	108,966		108,966
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金				1,800					
23 償還金、利子及び割引料				30,000					
24 投資及び出資金									
25 積 立 金			4,745		102,148				
26 寄 附 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	196,458	11,363	4,745	42,173	102,148	73,019	1,504,919	92,443	1,412,476
財 源 内 訳	国庫支出金								
	地方債								
	その他	5,197		4,745	3	102,148	2,097	91,663	14,158
訳 一 般 財 源	191,261	11,363		42,170		70,922	1,413,256	78,285	1,334,971

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費				3款 民生費				
	うち総務部				うち総務部				
	3項 徴税費		6項 防災費				1項 社会福祉費		
	1目 税務総務費	2目 賦課徴収費		1目 防災総務費			1目 社会福祉総務費		
1 報 酬	32,951	2,235	30,716			357,491	10,921	10,921	10,921
2 給 料	355,818	355,818				1,568,660	38,260	38,260	38,260
3 職員手当等	179,430	179,430				894,579	19,270	19,270	19,270
4 共 済 費	131,611	126,648	4,963			595,502	14,996	14,996	14,996
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賞 金	1,041		1,041			288			
8 報 償 費	125,515	12	125,503			57,240	4,716	4,716	4,716
9 旅 費	4,386	1,274	3,112			57,936	6,388	6,388	6,388
費用弁償	62	38	24			7,335	785	785	785
普通旅費	4,278	1,230	3,048			28,703	2,262	2,262	2,262
特別旅費	46	6	40			21,898	3,341	3,341	3,341
10 交 際 費						100			
11 需 用 費	11,712	6,800	4,912			155,756	4,145	4,145	4,145
12 役 務 費	27,217	2,187	25,030			73,804	3,822	3,822	3,822
13 委 託 料	97,642	435	97,207			3,342,086	37,776	37,776	37,776
14 使用料及び賃借料	6,044	1,420	4,624			55,791	2,858	2,858	2,858
15 工事請負費						62,176			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	982	36	946			24,685			
19 負担金、補助及び交付金	921,251	1,975	919,276			31,846,388	205,556	205,556	205,556
20 扶 助 費						1,720,094	1,500	1,500	1,500
21 貸 付 金						40,580			
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金				72	72	201,708			
26 寄 附 金						950			
27 公 課 費						100			
28 繰 出 金						3,345,817			
予 備 費									
計	1,895,600	678,270	1,217,330	72	72	44,401,731	350,208	350,208	350,208
財 国庫支出金						2,806,084	135,305	135,305	135,305
源 地 方 債						298,000			
内 そ の 他	21,035	1,205	19,830	72	72	3,083,658	24	24	24
訳 一 般 財 源	1,874,565	677,065	1,197,500			38,213,989	214,879	214,879	214,879

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	4款 衛生費				6款 農林水産業費				
		うち総務部				うち総務部			
			2項 環境衛生費				1項 農業費		
				4目 環境保全費				1目 農業総務費	
1. 報 酬	139,920				384,690	2,417	2,417	2,417	
2. 給 料	1,392,664				2,452,466				
3. 職員手当等	814,491				1,244,561				
4. 共 済 費	512,954				926,623				
5. 災 害 補 償 費									
6. 恩給及び退職年金									
7. 賞 金	343				816				
8. 報 償 費	39,104				44,239				
9. 旅 費	60,398				86,437	1,655	1,655	1,655	
費用弁償	7,655				5,461	274	274	274	
普通旅費	31,943				73,808	1,381	1,381	1,381	
特別旅費	20,800				7,168				
10. 交 際 費	100				100				
11. 需 用 費	208,450				446,482	37	37	37	
12. 役 務 費	62,534				118,669	598	598	598	
13. 委 託 料	1,058,339	307	307	307	2,249,631				
14. 使用料及び賃借料	72,475				122,147	295	295	295	
15. 工 事 請 負 費	310,478				3,323,549				
16. 原 材 料 費					3,668				
17. 公有財産購入費					5,450				
18. 備品購入費	13,739				91,504				
19. 負担金、補助及び交付金	4,723,347				9,475,984				
20. 扶 助 費	1,131,233								
21. 貸 付 金	1,087,406				432,816				
22. 補償、補填及び賠償金					57,500				
23. 償還金、利子及び割引料					100,468				
24. 投資及び出資金					10				
25. 積 立 金	496,075				534,909				
26. 寄 附 金	52,376								
27. 公 課 費	44				368				
28. 繰 出 金					185,136				
予 備 費									
計	12,176,470	307	307	307	22,288,223	5,002	5,002	5,002	
財 源 内 訳	国庫支出金	2,080,822				6,976,218			
	地方債	172,000				2,019,000			
	その他	905,816				2,241,601			
	一般財源	9,017,832	307	307	307	11,051,404	5,002	5,002	5,002

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

節 款 項 目	7款 商工費				12款 公債費				
	うち総務部				うち総務部				
					1項 商業費			1項 公債費	
					2目 商業振興費			1目 利子	2目 公債管理特別会 計繰出金
1 報 酬	84,743	5,492	5,492	-5,492					
2 給 料	382,600								
3 職員手当等	192,700								
4 共 済 費	172,536	885	885	885					
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賞 金									
8 報 償 費	411,135								
9 旅 費	71,248	400	400	400					
費用弁償	13,350	200	200	200					
普通旅費	43,974	200	200	200					
特別旅費	13,924								
10 交 際 費	200								
11 需 用 費	55,162	1,020	1,020	1,020					
12 役 務 費	52,209	900	900	900					
13 委 託 料	770,720	16,016	16,016	16,016					
14 使用料及び賃借料	154,775	83,163	83,163	83,163					
15 工 事 請 負 費	93,424								
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	3,100								
19 負担金、補助及び交付金	10,998,925	17,313	17,313	17,313					
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	2,975,468								
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	131,218				5,169	5,169	5,169	5,169	
24 投資及び出資金	1,500								
25 積 立 金									
26 寄 附 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金	8,662				62,394,703	62,394,703	62,394,703		62,394,703
予 備 費									
計	16,560,325	125,189	125,189	125,189	62,399,872	62,399,872	62,399,872	5,169	62,394,703
財 源									
内 庫 支 出 金	253,192								
地 方 債	2,576,000								
そ の 他	841,224	13,611	13,611	13,611	9,979,406	9,979,406	9,979,406		9,979,406
一 般 財 源	12,889,909	111,578	111,578	111,578	52,420,466	52,420,466	52,420,466	5,169	52,415,297

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	1-3款 諸支出金							
	うち総務部							
			2項 地方消費税清算金		3項 利子割交付金		4項 配当割交付金	
			1目 地方消費税清 算金		1目 利子割交付金		1目 配当割交付金	
1 報 酬								
2 給 料								
3 職員手当等								
4 共 済 費								
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 賃 金								
8 報 償 費								
9 旅 費								
費用弁償								
普通旅費								
特別旅費								
10 交 際 費								
11 需 用 費								
12 役 務 費								
13 委 託 料								
14 使用料及び賃借料								
15 工事請負費								
16 原 材 料 費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費								
19 負担金、補助及び交付金	12,281,798	12,281,798			134,366	134,366	316,317	316,317
20 扶 助 費								
21 貸 付 金								
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料	9,220,415	9,220,415	8,840,321	8,840,321				
24 投資及び出資金	308,301							
25 積 立 金								
26 寄 附 金								
27 公 課 費								
28 繰 出 金								
予 備 費								
計	21,810,514	21,502,213	8,840,321	8,840,321	134,366	134,366	316,317	316,317
財 源								
内 庫 庫 支 出 金								
地 方 債								
そ の 他	88,310	88,310						
一 般 財 源	21,722,204	21,413,903	8,840,321	8,840,321	134,366	134,366	316,317	316,317

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	13款 諸支出金							
	うち総務部							
	5項 株式等譲渡所得割交付金		6項 地方消費税交付金		7項 ゴルフ場利用税交付金		8項 自動車取得税交付金	
	1目 株式等譲渡所 得割交付金		1目 地方消費税交 付金		1目 ゴルフ場利用 税交付金		1目 自動車取得税 交付金	
1 報 酬								
2 給 料								
3 職員手当等								
4 共 済 費								
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 賃 金								
8 報 償 費								
9 旅 費								
費用弁償								
普通旅費								
特別旅費								
10交 際 費								
11需 用 費								
12役 務 費								
13委 託 料								
14使用料及び賃借料								
15工 事 請 負 費								
16原 材 料 費								
17公有財産購入費								
18備品購入費								
19負担金、補助及び交付金	325,163	325,163	10,857,666	10,857,666	61,957	61,957	586,329	586,329
20扶 助 費								
21貸 付 金								
22補償、補填及び賠償金								
23償還金、利子及び割引料								
24投資及び出資金								
25積 立 金								
26寄 附 金								
27公 課 費								
28繰 出 金								
予 備 費								
計	325,163	325,163	10,857,666	10,857,666	61,957	61,957	586,329	586,329
財 国 庫 支 出 金								
源 地 方 債								
内 そ の 他								
訳 一 般 財 源	325,163	325,163	10,857,666	10,857,666	61,957	61,957	586,329	586,329



平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位：千円)

款 項 目 節	13款 諸支出金				14款 予備費				総務部合計
	うち総務部				うち総務部				
	9項 利子割精算金		10項 県税還付金		1項 予備費				
	1目 利子割精算金		1目 県税還付金		1目 予備費				
1 報酬									232,722
2 給料									1,547,432
3 職員手当等									3,232,442
4 共済費									583,131
5 災害補償費									500
6 恩給及び退職年金									10,601
7 賞金									12,478
8 報償費									205,185
9 旅費									116,264
費用弁償									5,213
普通旅費									99,726
特別旅費									11,325
10 交際費									2,000
11 需用費									323,505
12 役務費									246,000
13 委託料									1,655,242
14 使用料及び賃借料									787,090
15 工事請負費									441,816
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費									8,476
19 負担金、補助及び交付金									13,668,829
20 扶助費									1,500
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金									1,800
23 償還金、利子及び割引料	94	94	380,000	380,000					9,255,584
24 投資及び出資金									
25 積立金									106,965
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金									62,394,703
予備費					150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
計	94	94	380,000	380,000	150,000	150,000	150,000	150,000	94,984,265
財 国庫支出金									142,545
源 地方債									463,000
内 その他			88,310	88,310					10,558,369
訳 一般財源	94	94	291,690	291,690	150,000	150,000	150,000	150,000	83,820,351

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
報 酬	非常勤職員 7人
	鳥取県内水面利用調整委員会委員 5人
給 料	特別職 2人
	一般職員 243人
	定数外職員 39人
負担金、補助及び交付金	地方公営企業繰出金 4,215
2目 人事管理費	
報 酬	職員人材開発センター運営審議会委員 4人
	非常勤職員 30人
	鳥取県職員の処分等に係る評価委員会委員 3人
	鳥取県知事等の給与に関する有識者会議委員 10人
	キャリアアドバイザー(非常勤職員) 8人
	民間活力導入検討に係る有識者等 4人
	産業医(非常勤職員) 5人
	健康相談員(非常勤職員) 3人
	ハラスメント外部相談員(非常勤職員) 1人
	公務災害補償等認定委員会委員 4人
	公務災害補償等審査会委員 3人
	一般疾患健康管理審査会委員 3人
	精神疾患健康管理審査会委員 4人
	負担金、補助及び交付金
自治大学校派遣研修負担金 3,137	
自治法派遣職員負担金 21,241	
京都大学公共政策大学院負担金 948	
中国吉林省東北師範大学負担金 941	
公務人材開発協会費 20	
PHP研究所会費 49	
研修企画担当者養成研修負担金 80	
自己啓発支援助成金 300	
中央労働災害防止協会賛助会員負担金 50	
職員健康増進事業負担金 18,473	
育休職員職場復帰支援研修会託児登録料 1	
地方職員共済組合負担金 184	
県職員文化活動推進事業補助金 1,363	
4目 文書費	
報 酬	非常勤職員 1人
	行政不服審査会委員 5人
負担金、補助及び交付金	審理員候補者研修負担金 70
	文書事務研修負担金 70
	行政不服審査法実務研修負担金 35

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
<b>5目 財政管理費</b>		
報 酬	非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	地方財務協会負担金	279
	地方債協会負担金	720
	全国自治宝くじ事務協議会負担金	67
	西日本宝くじ事務協議会負担金	81
<b>7目 財産管理費</b>		
報 酬	財産評価審議会委員	6人
	非常勤職員	6人
負担金、補助 及び交付金	研修・講習会受講負担金	114
	電波利用料	8
	営繕積算システム運用負担金	2,102
	地域の建物づくりを支える人材育成支援事業補助金	2,220
	国有資産等所在市町村交付金	67,758
	ふるさと納税自治体連合負担金	30
<b>9目 県外事務所費</b>		
報 酬	非常勤職員	8人
	名古屋駅でのPR事業(プロポーザル審査会報酬)	2人
負担金、補助 及び交付金	全国東京事務所長会負担金	20
	近畿ブロック東京事務所長会負担金	15
	各省担当者協議会負担金	35
	鳥取県・明治大学連携事業負担金	500
	中国五県物産観光協議会年会費	20
	都道府県会館会議室使用負担金	36
	関西市場駐在協議会会費	15
	在阪中四国県事務所協議会会費	30
	商工会議所(大阪、東大阪、京都、守口門真、姫路、神戸、尼崎)年会費	218
	各展示会への出展負担金	190
	包括協定大学への負担金	300
	就職協定大学への負担金	600
	大阪駅前第3ビル事務所管理負担金	2,712
	大阪駅前第3ビル修繕積立負担金	225
	関西本部多目的交流室管理負担金	3,227
	在阪府県協議会会費	100
	関西系統農協畜産物販売連絡協議会負担金	30
	中四国観光展事業負担金	50
	在名道県連絡協議会負担金	50
	全国物産観光センター連絡協議会会費・負担金	148
	イベント出展負担金	452
名古屋商工会議所、名古屋産業人クラブ年会費	60	
<b>11目 財政調整基金費</b>		
積立金	財政調整基金積立金	4,745
<b>12目 諸 費</b>		
報 酬	鳥取県公益認定等審議会委員	5人
	鳥取県職員の処分等に係る評価委員会委員	3人

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助及び交付金	公益認定等総合情報システム利用負担金	306
償還金、利子及び割引料	国庫補助金等過年度精算返還金	30,000
13目 減債基金費		
積立金	減債基金積立金	102,148
14目 公文書館費		
報酬	非常勤職員	11人
	新鳥取県史編さん委員会編さん委員	6人
	新鳥取県史編さん委員会専門部会委員	24人
負担金、補助及び交付金	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会負担金	40
2項 企画費		
1目 企画総務費		
給料	一般職員	11人
	定数外職員	2人
2目 計画調査費		
報酬	非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金	地方公共団体情報システム機構負担金	1,800
	住民基本台帳ネットワークシステム負担金	16,943
	公的個人認証サービス一般負担金	22,061
	公的個人認証サービス地域情報化推進事業負担金	2,159
	総合行政ネットワーク負担金	33,832
	中間サーバー・プラットフォーム負担金	2,030
	超高速情報通信基盤整備補助金	30,141
3項 徴税費		
1目 税務総務費		
報酬	固定資産評価審議会委員	4人
	非常勤職員	1人
給料	一般職員	93人
負担金、補助及び交付金	全国地方税務協議会負担金	990
	租税教育推進協議会負担金	220
	資産評価システム研究センター負担金	700
	中国ブロック税務講習会負担金	65
2目 賦課徴收費		
報酬	非常勤職員	14人
負担金、補助及び交付金	個人県民税徴収取扱費市町村交付金	871,121
	地方消費税徴収取扱費負担金	30,843
	OSS都道府県税協議会負担金	4,257
	地方税電子化協議会負担金	11,035
	県石油商業組合補助金	440
	納税貯蓄組合補助金	1,400
	たばこ販売組合補助金	180
6項 防災費		
1目 防災総務費		
積立金	鳥取県原子力防災対策基金積立金	72

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
<b>3款 民生費</b>	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報酬	非常勤職員 1人
	人権相談員(非常勤職員) 3人
	差別事象検討小委員会委員 6人
	ユニバーサルデザイン推進専門員(非常勤職員) 1人
	人権尊重の社会づくり協議会委員 26人
	鳥取県いじめ問題検証委員会委員 5人
給料	一般職員 10人
負担金、補助 及び交付金	研修参加負担金 50
	鳥取県人権文化センター負担金 33,256
	鳥取県人権擁護委員連合会補助金 120
	隣保館運営費等補助金 167,854
	全国隣保館連絡協議会負担金 550
	鳥取県隣保館連絡協議会補助金 600
	鳥取県同和对策協議会補助金 126
	部落解放同盟鳥取県連合会補助金 3,000
<b>6款 農林水産業費</b>	
1項 農業費	
1目 農業総務費	
報酬	非常勤職員 3人
<b>7款 商工費</b>	
1項 商業費	
2目 商業振興費	
報酬	非常勤職員 2人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会負担金 17,313
<b>12款 公債費</b>	
1項 公債費	
1目 利子	
償還金、利子 及び割引料	一時借入金利子 5,169
2目 公債管理特別会計繰出金	
繰出金	公債管理特別会計繰出金 62,394,703
<b>13款 諸支出金</b>	
2項 地方消費税清算金	
1目 地方消費税清算金	
償還金、利子 及び割引料	地方消費税清算金 8,840,321
3項 利子割交付金	
1目 利子割交付金	
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 134,366
4項 配当割交付金	
1目 配当割交付金	
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 316,317

節 の 明 細

	項 目	金額(千円)等
5項 株式等譲渡所得割交付金		
1目 株式等譲渡所得割交付金		
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金	325,163
6項 地方消費税交付金		
1目 地方消費税交付金		
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金	10,857,666
7項 ゴルフ場利用税交付金		
1目 ゴルフ場利用税交付金		
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金	61,957
8項 自動車取得税交付金		
1目 自動車取得税交付金		
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金	586,329
9項 利子割精算金		
1目 利子割精算金		
償還金、利子 及び割引料	利子割精算金	94
10項 県税還付金		
1目 県税還付金		
償還金、利子 及び割引料	県税過納金等還付金	380,000

節 の 明 細

総務部(税務課) → 事業実施:元気づくり総本部(東部振興課)

	項 目	金額(千円)等
2款 総務費		
4項 市町村振興費		
1目 自治振興費		
報 酬	非常勤職員	(4人)
負担金、補助 及び交付金	東部県税事務所安全運転運行管理者協議会負担金	(60)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	地方債	特定財源	
								その他	一般財源
平成30年度 インターネット放送局機器賃借料	千円 25,312		千円 25,312	平成31年度から 平成35年度まで	千円 25,312	千円	千円	千円	25,312
平成30年度 インターネット放送局管理運営業務委託	14,756		14,756	平成31年度から 平成35年度まで	14,756				14,756
平成30年度 WEBフィルタリングソフト使用料	8,087		8,087	平成31年度から 平成35年度まで	8,087				8,087
平成30年度 LGWANサービス提供設備賃借料	3,011		3,011	平成31年度から 平成35年度まで	3,011				3,011
平成30年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助	30,000		30,000	平成31年度から 平成39年度まで	30,000				30,000
平成30年度 庁内LANシステム管理機器賃借料	226,265		226,265	平成31年度から 平成35年度まで	226,265				226,265
平成30年度 文書管理システムサーバ賃借料	25,116		25,116	平成31年度から 平成33年度まで	25,116				25,116
平成30年度 電子決裁・文書管理システム改修業務委託	2,430		2,430	平成31年度	2,430				2,430
平成30年度 自治体共同インターネット接続サービス利用料	40,047		40,047	平成31年度から 平成33年度まで	40,047			24,756	15,291
平成30年度 ふるさと納税受付等業務委託	17,814		17,814	平成31年度から 平成33年度まで	17,814				17,814
平成30年度 税外未収金回収委託	2,394		2,394	平成31年度から 平成32年度まで	2,394				2,394
平成30年度 職員宿舍管理業務委託	2,455		2,455	平成31年度	2,455			2,455	
平成30年度 鳥取県立人権ひろば21指定管理料	55,439		55,439	平成31年度から 平成35年度まで	55,439				55,439

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特 定 財 源	一 般 財 源		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成26年度 WindowsServer CALライセンス使用料	31,122	平成27年度から 平成29年度まで	15,229	平成30年度から 平成31年度まで	6,861				6,861	
平成26年度 県庁基幹システム開発業務及び運用保守委託	573,308	平成27年度から 平成29年度まで	354,350	平成30年度から 平成33年度まで	218,958				218,958	
平成27年度 鳥取情報ハイウェイ監視サーバ賃借料	15,912	平成28年度から 平成29年度まで	4,143	平成30年度から 平成32年度まで	5,178				5,178	
平成27年度 県庁基幹システム開発業務及び運用保守委託	2,210,282	平成28年度から 平成29年度まで	1,284,603	平成30年度から 平成34年度まで	844,600				844,600	
平成27年度 統合宛名システム運用保守委託	61,050	平成28年度から 平成29年度まで	19,880	平成30年度から 平成32年度まで	41,170				41,170	
平成27年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助	2,055	平成28年度から 平成29年度まで	141	平成30年度から 平成42年度まで	1,914				1,914	
平成28年度 地方税電子申告審査サービス業務委託	9,072	平成29年度	1,685	平成30年度から 平成33年度まで	6,178				6,178	
平成28年度 鳥取情報ハイウェイ機器賃借料	445,816	平成29年度	46,228	平成30年度から 平成34年度まで	261,995				261,995	
平成28年度 鳥取情報ハイウェイ県間接続装置機器賃借料	18,900	平成29年度	2,053	平成30年度から 平成33年度まで	9,284				9,284	
平成28年度 鳥取情報ハイウェイソフトウェア測定装置賃借料	4,163	平成29年度	921	平成30年度から 平成33年度まで	3,221				3,221	
平成28年度 公衆無線LANサーバ等賃借料	38,115	平成29年度	1,862	平成30年度から 平成33年度まで	6,515				6,515	
平成28年度 庁内LANファイナルサーバ利用料	4,263	平成29年度	739	平成30年度から 平成33年度まで	739				739	
平成28年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助	56,668	平成29年度	22,401	平成30年度から 平成41年度まで	34,267				34,267	



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	千円	特定財源	地方債	その他	一般財源	
平成28年度 電子申請システム利用負担金	千円 55,365	平成29年度	11,073	平成30年度から 平成33年度まで	44,292	千円	千円	千円	千円	千円	26,972
平成28年度 行政イントラネットシステム利用負担金	10,528	平成29年度	2,256	平成30年度から 平成33年度まで	8,272				4,136		4,136
平成28年度 行政情報ネットワーク機器等賃借料	563,654	平成29年度	123,237	平成30年度から 平成33年度まで	440,417						440,417
平成28年度 文書管理システム検索連携サーバ賃借料	25,901	平成29年度	5,184	平成30年度から 平成33年度まで	20,304						20,304
平成28年度 県庁舎警備業務委託	159,573	平成29年度	50,480	平成30年度から 平成31年度まで	100,960						100,960
平成28年度 県庁舎構内電話設備保守点検業務委託	16,170	平成29年度	5,368	平成30年度から 平成31年度まで	10,736						10,736
平成28年度 県庁舎工レベーター保守点検業務委託	28,914	平成29年度	9,234	平成30年度から 平成31年度まで	18,468						18,468
平成28年度 県庁舎他設備保全業務委託	67,731	平成29年度	22,248	平成30年度から 平成31年度まで	44,496						44,496
平成28年度 県有施設電気工作物保安業務委託	32,202	平成29年度	0	平成30年度から 平成31年度まで	32,202						32,202
平成28年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助	46,190	平成29年度	0	平成32年度から 平成41年度まで	46,190						46,190
平成29年度 県有施設電気工作物保安業務委託	154			平成30年度から 平成31年度まで	154						154
平成29年度 公衆無線LANサーバ賃借料	7,619			平成30年度から 平成34年度まで	7,619						7,619
平成29年度 県庁舎幹線システム開発及び運用保守委託	59,797			平成30年度から 平成35年度まで	59,797						59,797

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

総務部(税務課)→事業実施:元気づくり総本部(東部振興課)

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円	左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額		待 定 財 源	一 般 財 源	其 他	
平成28年度 東部庁舎施設総合保守管理業務委託	58,488	平成29年度	19,181	38,362	千円	千円	千円	千円
平成28年度 東部庁舎機械警備業務委託	585	平成29年度	188	375				375
平成28年度 東部庁舎植栽管理業務委託	2,406	平成29年度	789	1,577				1,577
平成28年度 東部庁舎消防設備保守点検業務委託	7,189	平成29年度	2,312	4,817				4,817
平成28年度 東部庁舎電話交換機等保守点検業務委託	6,612	平成29年度	2,204	4,407				4,407
平成28年度 東部庁舎非常用発電設備保守点検業務委託	11,195	平成29年度	8,835	1,966				1,966

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

(会計管理者) 庶務集中局 → (総務部) 総合事務センター

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	地方債	その他	一般財源
平成30年度 庶務業務人材派遣委託	1,676			平成31年度	1,676				1,676
平成30年度 物品電子調達システム 改修業務委託	6,237			平成31年度	6,237				6,237

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
1 普通債	641,099,905	637,636,407	42,266,000	56,250,749	623,651,658
(1) 土	240,328,641	237,862,544	16,245,000	23,243,041	230,864,503
(2) 農	38,113,622	37,836,947	2,131,000	4,697,966	35,269,981
(3) 教	16,106,530	19,083,351	2,517,000	1,320,153	20,280,198
(4) 公	2,714,643	3,145,358	451,000	120,238	3,476,120
(5) 民	3,532,927	3,077,114	298,000	551,583	2,823,531
(6) 衛	1,238,680	1,172,610	172,000	240,070	1,104,540
(7) 臨時財政対策債	305,529,032	301,174,501	15,617,000	21,695,915	295,095,586
(8) その他	33,535,830	34,283,982	4,835,000	4,381,783	34,737,199
2 災害復旧債	4,481,546	5,339,485	1,821,000	621,160	6,539,325
(1) 土	4,216,407	5,066,574	1,600,000	582,028	6,084,546
(2) 農	176,178	181,655	221,000	32,406	370,249
(3) その他	88,961	91,256	0	6,726	84,530
合計	645,581,451	642,975,892	44,087,000	56,871,909	630,190,983

議案第2号

平成30年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
総務課	198,857	202,041	△ 3,184				198,857	
政策法務課	108,030	101,913	6,117			18	108,012	
情報政策課	283,445	268,992	14,453				283,445	
総合事務センター 庶務集中課	4,054,911	242,761	3,812,150			200,000	3,854,911	
物品契約課	439,318	477,290	△ 37,972				439,318	
合計	5,084,561	1,292,997	3,791,564			200,018	4,884,543	

平成30年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		明
						区	分	
1 事業収入			千円 4,884,543	千円 4,871,351	千円 13,192		千円	
	1 用品調達事業収入		439,318	477,290	△ 37,972			
		1 用品調達事業収入	439,318	477,290	△ 37,972	1	用品調達事業収入	439,318
2 繰越金			232,663	242,761	△ 10,098			
	2 自動車管理事業収入		232,663	242,761	△ 10,098	1		
		1 自動車管理事業収入	232,663	242,761	△ 10,098	1	自動車管理事業収入	232,663
3 諸収入			4,212,562	4,151,300	61,262			
	3 集中管理事業収入		4,212,562	4,151,300	61,262	1		
		1 集中管理事業収入	4,212,562	4,151,300	61,262	1	集中管理事業収入	4,212,562
2 繰越金			200,000	0	200,000			
	2 繰越金		200,000	0	200,000			
		1 繰越金	200,000	0	200,000	1	前年度繰越金	200,000
3 諸収入			18	24	△ 6			
	3 諸収入		18	24	△ 6			
		1 雑入	18	24	△ 6	1	雑入	18
歳入合計			5,084,561	4,871,375	213,186			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			区分	金額	説明	
						国庫支出金	権収入	繰越金				
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
1 事業費	用品調達事業費		4,884,561	4,871,351	13,210		4,884,543					
		1	439,318	477,290	△ 37,972		439,318					
			439,318	477,290	△ 37,972		439,318	11 需用費		439,318		
		2	232,663	242,761	△ 10,098		232,663					
			232,663	242,761	△ 10,098		232,663	11 需用費 12 役務費 14 使用料及び賃借料 19 負担金、補助及び交付金 22 補償、補填及び賠償金 27 公費		97,205 1,010 133,277 105 1,000 66	交通安全協会負担金 65 交通安全運行管理者協議会負担金 40	
		3	4,212,580	4,151,300	61,280	18	4,212,562			232,663		
			4,212,580	4,151,300	61,280	18	4,212,562			2,611,582 437,129 57,841 183 289,130 385,638 5,082 425,995		
										報酬 4 共済費 7 貸金 9 租償費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料		
		2	諸支出金		0	200,000		200,000				
		1	繰出金		200,000	0	200,000		200,000			
1	200,000			0	200,000		200,000					
	200,000			0	200,000		200,000	28 繰出金		200,000		
歳出合計			5,084,561	4,871,351	213,210	0	4,884,561					

平成30年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

総務課 (内線: 8555)

1 目 集中管理事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁用光熱水費	156,202	159,261	△3,059				156,202	
トータルコスト	156,202千円 (前年度 159,261千円) [非常勤職員: 0.4人]							
主な業務内容	光熱水費の支払い、各課への割当、入居団体への請求							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
県庁舎、各総合事務所等の電気、ガス、上下水道料金及び冷暖房用燃料費の支払いに要する経費								
電話料金	42,655	42,780	△125				42,655	
トータルコスト	42,655千円 (前年度 42,780千円) [非常勤職員0.3人]							
主な業務内容	電話料金の支払い、各課への割当、入居団体への請求							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
県庁舎、各総合事務所等の電話料金の支払いに要する経費								



平成30年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1款 事業費

3項 集中管理事業費

政策法務課（内線：7028）

1目 集中管理事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
印刷発送費	108,030	101,913	6,117			<雑入> 18	108,012	
トータルコスト	111,209千円（前年度 109,861千円） [正職員：0.4人 非常勤職員：3.0人]							
主な業務内容	文書の印刷及び発送							
工程表の政策目標	—							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
本庁で扱う文書の印刷及び発送の集中管理事業に要する経費								
2 主な事業内容								
(1) 文書の印刷（36,318千円 前年度32,691千円）								
一般職員でも操作可能な印刷機を使用して、印刷業務の効率化、経費の節減を図る。								
・プリント料金 30,448千円（前年度27,011千円）								
・印刷用紙代 5,199千円（前年度4,780千円）								
・印刷事務用品等 671千円（前年度900千円）								
〈参考：プリント料金の決算の状況〉								
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
決算額	27,968千円	22,509千円	25,773千円	21,023千円	21,269千円			
(2) 文書の発送（71,712千円 前年度69,222千円）								
各所属が発送する文書を政策法務課で集合発送することにより、経費の節減を図る。								
・郵便料金 58,401千円（前年度56,713千円）								
・発送事務用品等 585千円（前年度585千円）								
・非常勤職員人件費 7,644千円（前年度7,647千円）								
・収発業務委託料 5,082千円（前年度4,277千円）								
〈参考：郵便料金の決算の状況〉								
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
決算額	52,545千円	50,157千円	56,419千円	54,415千円	57,776千円			

平成30年度鳥取県用品調達集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1款 事業費

3項 集中管理事業費

情報政策課 (内線: 7614)

1目 集中管理事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁内LANパソコン 集中管理事業	債務負 担行為 (213,441)	債務負 担行為 (223,040)	債務負 担行為 (△9,599)				債務負 担行為 (213,441)	
	173,188	167,675	5,513				173,188	
トータルコスト	173,188千円 (前年度 167,675千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	庁内LANパソコンに係る契約・支払い							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>県の行政組織を結ぶ庁内LANに接続するパソコンについて、調達コストの削減及び事務の効率化を図るため、一括して調達を行う。</p> <p>庁内LANパソコン利用料 (ソフトウェアのライセンスを含む。) 173,188千円</p> <p>【債務負担行為額】                      庁内LANパソコン利用料の内、表計算等のソフトウェアライセンス調達                      限度額 213,441千円 (平成31年度～33年度)</p>								
クラウドサーバ 管理事業	110,257	101,317	8,940				110,257	
トータルコスト	110,257千円 (前年度 101,317千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	クラウドサーバ利用料支払い							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>各所属で整備していたサーバを集約化し、情報政策課で一括管理するための鳥取県クラウドサーバの利用料。</p> <p>鳥取県クラウドサーバ利用料 110,257千円</p>								

平成30年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

集中業務課 (内線: 7.4.97)

2 項 自動車管理事業費

→事業実施: 総務部総合事務センター庶務集中課

1 目 自動車管理事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自動車管理事業費	[債務負担行為 423,446] 232,663	242,761	△10,098			[債務負担行為 <事業収入> 423,446 <事業収入> 232,663		
トータルコスト	248,553千円 (前年度 242,761千円) [正職員: 2.0人、非常勤職員: 0.3人]							
主な業務内容	公用車の管理運營業務、予算管理、公用車のリース契約 (変更・管理)、使用料等の公金振替 公用車の運転業務及び運行管理							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

本庁、各総合事務所及び地方機関の公用車集中管理並びにリース契約に要する経費。

(単位: 千円)

内 容	予算額
燃料費・修繕費等	97,205
リース料	133,277
その他	2,181
合 計	232,663

※債務負担行為

	公用車リース契約内容	限度額	摘要
新規	平成30年度契約分 (H31~H36年度)	358,176千円	平成30年度契約に係る債務負担行為 平成30年度以前の契約に係る債務負担行為
再リース	平成19年度契約分 (H31~H33年度)	2,438千円	
	平成20年度契約分 (H31~H32年度)	9,568千円	
	平成22年度契約分 (H31~H32年度)	13,758千円	
	平成24年度契約分 (H31~H32年度)	39,506千円	

平成30年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費  
 3 項 集中管理事業費  
 1 目 集中管理事業費

集中業務課 (内線: 7496)  
 →事業実施: 総務部総合事務センター庶務集中課  
 (単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
集中管理経費支払事業	3,622,248	3,578,378	43,870			<事業収入> 3,622,248		
トータルコスト	3,638,138千円 (前年度 3,594,274千円) [正職員: 2.0人、非常勤職員: 2.7人]							
主な業務内容	非常勤職員報酬等の各所属共通経費の支払							
工程表の政策目標 (指標)	効率的な庶務業務の実施							

事業内容の説明

各所属に共通する経費について、集中的に支払を行うもの。

(単位: 千円)

内 容	予算額	備 考
報酬	2,605,000	非常勤職員
賃金	57,841	臨時的任用職員
共済費	436,067	非常勤・臨職に係る共済費
新聞代・追録代等	126,656	
コピー代	112,102	
航空券利用料	284,582	
合 計	3,622,248	

2 款 諸支出金  
 1 項 一般会計繰出金  
 1 目 一般会計繰出金

集中業務課 (内線: 7497)  
 →事業実施: 総務部総合事務センター庶務集中課  
 (単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「一般会計繰出金」自動車管理事業費	200,000	0	200,000			<繰越金> 200,000		
トータルコスト	200,000千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

公用車の使用料収入と必要経費 (修繕費、燃料費、リース料等) の収支差額に伴う繰越金を一般会計へ繰り出すための経費。

平成30年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1款 事業費

1項 用品調達事業費

1目 購買費

物品契約課 (内線: 7433)  
 →事業実施: 総務部総合事務センター物品契約課  
 (単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
購買費	439,318	477,290	△37,972			その他 <事業収入> 439,318	
トータルコスト	445,674千円 (前年度 483,648千円) [正職員: 0.8人, 非常勤職員: 1.0人]						
主な業務内容	用品 (一般事務用品、石油製品等) の集中調達に係る経費の支払						
工程表の政策目標 (指標)	透明性・公平性を高め、効率的な調達の推進とともに、県内企業への優先発注による地域経済への貢献						

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

各所属で使用する用品の集中調達に要する経費。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

内容	予算額
一般用品 (コピー用紙、各種ファイル類等)	104,915
石油製品 (ガソリン、重油、軽油、灯油等)	323,738
印刷製本費 (封筒等)	10,665
合 計	439,318

平成30年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算歳入歳出事項別明細書

節	款項目	用品調達等 集中管理事業 特別会計 集計	1款 事業費				
			1項 用品調達事業費		2項 自動車管理事業費		
				1目 購買費		1目 自動車管理事業費	
1	報酬	2,611,582	2,611,582				
2	給料						
3	職員手当等						
4	共済費	437,129	437,129				
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金	57,841	57,841				
8	報償費						
9	旅費	183	183				
	費用弁償						
	普通旅費	183	183				
	特別旅費						
10	交際費						
11	需用費	825,653	825,653	439,318	439,318	97,205	97,205
12	役務費	386,648	386,648			1,010	1,010
13	委託料	5,082	5,082				
14	使用料及び賃借料	559,272	559,272			133,277	133,277
15	工事請負費						
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費						
19	負担金、補助及び交付金	105	105			105	105
20	扶助費						
21	貸付金						
22	補償、補填及び賠償金	1,000	1,000			1,000	1,000
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積立金						
26	寄附金						
27	公課費	66	66			66	66
28	繰出金	200,000					
	予備費						
	計	5,084,561	4,884,561	439,318	439,318	232,663	232,663
財源内訳	国庫支出金						
	繰入金						
	その他	200,018	18				
	事業収入	4,884,543	4,884,543	439,318	439,318	232,663	232,663

平成30年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

節	款項目	1款 事業費		2款 諸支出金			総務部合計
		3項 集中管理事業費		1項 繰出金	1目		
			1目 集中管理事業費		一般会計繰出金		
1	報酬	2,611,582	2,611,582				2,611,582
2	給料						
3	職員手当等						
4	共済費	437,129	437,129				437,129
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金	57,841	57,841				57,841
8	報償費						
9	旅費	183	183				183
	費用弁償						
	普通旅費	183	183				183
	特別旅費						
10	交際費						
11	需用費	289,130	289,130				825,653
12	役務費	385,638	385,638				386,648
13	委託料	5,082	5,082				5,082
14	使用料及び賃借料	425,995	425,995				559,272
15	工事請負費						
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費						
19	負担金、補助及び交付金						105
20	扶助費						
21	貸付金						
22	補償、補填及び賠償金						1,000
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積立金						
26	寄附金						
27	公課費						66
28	繰出金			200,000	200,000	200,000	200,000
	予備費						
	計	4,212,580	4,212,580	200,000	200,000	200,000	5,084,561
財源内訳	国庫支出金						
	繰入金						
	その他	18	18	200,000	200,000	200,000	200,018
	事業収入	4,212,562	4,212,562				4,884,543

## 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等	
<b>1款 事業費</b>		
2項 自動車管理事業費		
1目 自動車管理事業費		
負担金、補助及び交付金	交通安全協会負担金	65
	交通安全運行管理者協議会負担金	40
3項 集中管理事業費		
1目 集中管理事業費		
報 酬	非常勤職員	3人
<b>2款 諸支出金</b>		
1項 繰出金		
1目 一般会計繰出金		
繰出金	一般会計繰出金	200,000



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事項	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	繰入金	その他	事業収入
平成30年度 Microsoft Officeライセンス使用料	千円 213,441		千円	平成31年度から 平成33年度まで	千円 213,441	千円	千円	千円	千円 213,441

過年度議決に係る分

事項	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	繰入金	その他	事業収入
平成29年度 Notesクライアントライセンス使用料	千円 126,653		千円	平成30年度から 平成34年度まで	千円 126,653	千円	千円	千円	千円 126,653
平成29年度 Windows 10ライセンス使用料	96,387			平成30年度から 平成34年度まで	96,387				96,387
平成29年度 文書収発業務委託	15,246			平成30年度から 平成32年度まで	15,246				15,246

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

(会計管理者) 庶務集中局 → (総務部) 総合事務センター

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
平成30年度 公用車リース料 (平成19年度契約分)	2,438			平成31年度から 平成33年度まで	2,438			2,438		
平成30年度 公用車リース料 (平成20年度契約分)	9,568			平成31年度から 平成32年度まで	9,568			9,568		
平成30年度 公用車リース料 (平成22年度契約分)	13,758			平成31年度から 平成32年度まで	13,758			13,758		
平成30年度 公用車リース料 (平成24年度契約分)	39,506			平成31年度から 平成32年度まで	39,506			39,506		
平成30年度 公用車リース料 (平成30年度契約分)	358,176			平成31年度から 平成36年度まで	358,176			358,176		

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込) 額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源
			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度 公用車リース料 (平成24年度契約分)	251,964	平成25年度から 平成29年度まで	98,036	平成30年度	19,883				19,883	
平成25年度 公用車リース料 (平成25年度契約分)	371,028	平成26年度から 平成29年度まで	116,396	平成30年度から 平成31年度まで	58,530				58,530	
平成25年度 公用車リース料 (平成21~24年度契約消費増額分)	6,150	平成26年度から 平成29年度まで	2,370	平成30年度	322				322	
平成26年度 公用車リース料 (平成26年度契約分)	301,974	平成27年度から 平成29年度まで	71,246	平成30年度から 平成32年度まで	71,357				71,357	
平成27年度 公用車リース料 (平成27年度契約分)	230,838	平成28年度から 平成29年度まで	16,741	平成30年度から 平成33年度まで	33,481				33,481	
平成28年度 公用車リース料 (平成19年度契約分)	2,191	平成29年度	793	平成30年度から 平成31年度まで	681				681	
平成28年度 公用車リース料 (平成20年度契約分)	13,782	平成29年度	3,789	平成30年度	3,789				3,789	
平成28年度 公用車リース料 (平成22年度契約分)	25,051	平成29年度	8,734	平成30年度から 平成31年度まで	8,734				8,734	
平成28年度 公用車リース料 (平成28年度契約分)	246,270	平成29年度	6,198	平成30年度から 平成34年度まで	31,701				31,701	
平成29年度 公用車リース料 (平成19年度契約分)	3,730			平成30年度から 平成31年度まで	2,929				2,929	
平成29年度 公用車リース料 (平成21年度契約分)	8,914			平成30年度から 平成31年度まで	4,905				4,905	
平成29年度 公用車リース料 (平成23年度契約分)	19,878			平成30年度から 平成31年度まで	14,176				14,176	
平成29年度 公用車リース料 (平成29年度契約分)	168,414			平成30年度から 平成35年度まで	28,655				28,655	

議案第3号

平成30年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
財政課	74,155,923	84,659,190	△ 10,503,267		11,370,880		〈基金繰入金〉 390,340 〈一般会計繰入金〉 62,394,703	
合計	74,155,923	84,659,190	△ 10,503,267		11,370,880		62,785,043	

平成30年度鳥取県公債管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区	分	
1 繰入金			千円	千円	千円		千円	
	1 一般会計繰入金		62,785,043	68,902,760	△ 6,117,717			
2 減債基金繰入金			62,394,703	67,097,760	△ 4,703,057			
	1 一般会計繰入金		62,394,703	67,097,760	△ 4,703,057	1 一般会計繰入金	62,394,703	
	2 減債基金繰入金		390,340	1,805,000	△ 1,414,660	1 減債基金繰入金	390,340	
2 県債			11,370,880	15,756,430	△ 4,385,550			
	1 県債		11,370,880	15,756,430	△ 4,385,550			
	1 借換債		11,370,880	15,756,430	△ 4,385,550	1 公債費借換債	11,370,880	元金充当
歳入 合計			74,155,923	84,659,190	△ 10,503,267			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
						国庫支出金	起債	繰入金	事業収入	
1 公債費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	1 公債費		74,155,923	84,659,190	△ 10,503,267		11,370,880	62,785,043		
	1 元金		74,155,923	84,659,190	△ 10,503,267		11,370,880	62,785,043		
2 利子			68,633,129	77,917,999	△ 9,284,870		11,370,880	57,262,249		23償還金利息及び割引料 25積立金
	2 利子		5,474,271	6,706,191	△ 1,231,920		5,474,271			23償還金利息及び割引料
3 公債諸費			48,523	35,000	13,523			48,523		11需用費 12役務費 13委託料 14使用料及び借債料
	3 公債諸費		48,523	35,000	13,523			48,523		
	歳出 合計		74,155,923	84,659,190	△ 10,503,267		11,370,880	62,785,043		

平成30年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

1 目 元金

財政課 (内線: 7048)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元 金	68,633,129	77,917,999	△9,284,870		11,370,880		<基金繰入金> 390,340 <一般会計繰入金> 56,871,909	
トータルコスト	68,636,308千円 (前年度 77,921,178千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の元金の償還に係る事務処理、満期一括償還方式で借り入れた地方債の単年度償還相当額の積立に係る事務処理							
工程表の政策目標 (指標)	-							

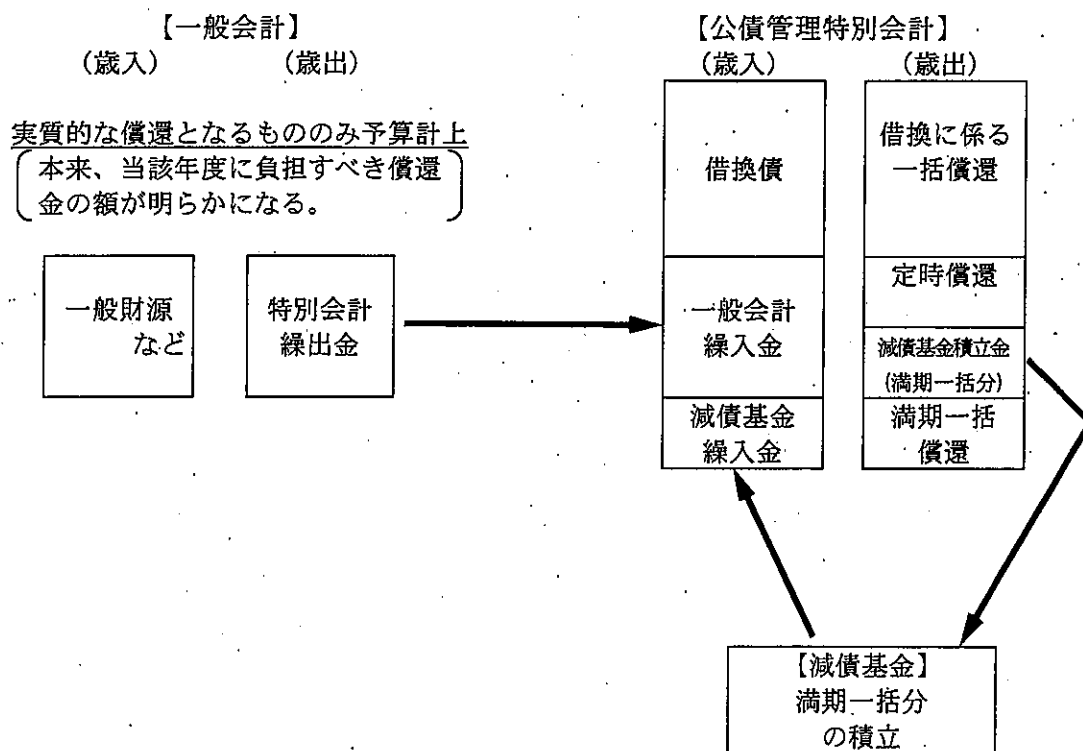
事業内容の説明

過去に借り入れた一般会計に係る地方債のうち、平成30年度に返済する元金の支払い及び満期一括償還方式で借り入れた起債元金の単年度償還相当額を減債基金に積み立てるために要する経費。

・公債元金 68,633,129千円

※公債元金には借換債による借換分を含む。

<公債管理特別会計の仕組み>



平成30年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

財政課（内線：7048）

2 目 利子

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	5,474,271	6,706,191	△1,231,920				<一般会計繰入金> 5,474,271	
トータルコスト	5,477,449千円（前年度 6,709,370千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の利子の支払いに係る事務処理							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明  過去に借り入れた一般会計分の地方債のうち、平成30年度に返済する利子の支払いのための経費である。								

財政課（内線：7048）

3 目 公債諸費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
公債諸費	48,523	35,000	13,523				<一般会計繰入金> 48,523	
トータルコスト	50,112千円（前年度 36,590千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	県債の借入及び県債管理システムの保守に係る事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明  県債の管理に要する経費である。 ・公募県民債記念証発行に係る経費 1,241千円 ・県債発行に要する手数料 47,184千円 ・県債管理システム保守委託 98千円								

平成30年度 鳥取県公債管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節	款項目	1款 公債費					総務部計
		1項 公債費					
		1目	2目	3目			
元	金	利	子	公債諸費			
1	報酬						
2	給料						
3	職員手当等						
4	共済費						
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金						
8	報償費						
9	旅費						
	費用弁償						
	普通旅費						
	特別旅費						
10	交際費						
11	需用費	109	109	109		109	109
12	役務費	47,236	47,236	47,236		47,236	47,236
13	委託料	98	98	98		98	98
14	使用料及び賃借料	1,080	1,080	1,080		1,080	1,080
15	工事請負費						
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費						
19	負担金、補助及び交付金						
20	扶助費						
21	貸付金						
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料	73,391,103	73,391,103	73,391,103	67,916,832	5,474,271	73,391,103
24	投資及び出資金						
25	積立金	716,297	716,297	716,297	716,297		716,297
26	寄附金						
27	公課費						
28	繰出金						
	予備費						
	計	74,155,923	74,155,923	74,155,923	68,633,129	5,474,271	74,155,923
財	国庫支出金						
源	地方債	11,370,880	11,370,880	11,370,880	11,370,880		11,370,880
内	その他						
訳	繰入金	62,785,043	62,785,043	62,785,043	57,262,249	5,474,271	62,785,043



節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款 公債費		
1項 公債費		
1目 元 金		
償還金、利子 及び割引料	公債元金償還金	67,916,832
2目 利 子		
償還金、利子 及び割引料	公債利子償還金	5,474,271

議案第4号

平成30年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
庶務集中課	24,009,675	24,885,218	△ 875,543			24,009,675		
合計	24,009,675	24,885,218	△ 875,543			24,009,675		

平成30年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 給与等振替収入	1 給与等振替収入		千円 24,009,675	千円 24,885,218	千円 △875,543		千円	
			24,009,675	24,885,218	△875,543			
		1 給与等振替収入	24,009,675	24,885,218	△875,543	1 給与等振替収入	24,009,675	
歳入合計			24,009,675	24,885,218	△875,543			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 給与費	1 給与費		千円 24,009,675	千円 24,885,218	千円 △875,543		千円	
			24,009,675	24,885,218	△875,543			
		1 給与費	24,009,675	24,885,218	△875,543	報 給 手 共 24,009,675	369,612 11,173,284 8,481,953 3,984,826	
歳出合計			24,009,675	24,885,218	△875,543			

平成30年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料

1款 給与費

1項 給与費

人事企画課：内線（7419）→ 庶務集中課

1目 給与費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
給与費	24,009,675	24,885,218	△875,543			<給与等振替収入> 24,009,675		

トータルコスト 24,009,675千円 (前年度 24,885,218千円) [正職員：0.0人]

主な業務内容 特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）に係る給与費の支払い

工程表の政策目標指図

—

事業内容の説明

特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）の給与費について、特別会計による一括支払いを行うことにより、各部予算担当者の予算執行管理事務の効率化を図る。

【内訳】

(単位：千円)

区 分	予 算 額
報 酬	369,612
給 料	11,173,284
手 当	8,481,953
共済費	3,984,826
合 計	24,009,675

平成30年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位:千円)

款項目 節	給与集中管理 特別会計合計	1款 給与費			総務部 合計
			1項 給与費		
			1目 給与費		
1 報酬	369,612	369,612	369,612	369,612	369,612
2 給料	11,173,284	11,173,284	11,173,284	11,173,284	11,173,284
3 職員手当等	8,481,953	8,481,953	8,481,953	8,481,953	8,481,953
4 共済費	3,984,826	3,984,826	3,984,826	3,984,826	3,984,826
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賞金					
8 報償費					
9 旅費					
費用弁償					
普通旅費					
特別旅費					
10 交際費					
11 需用費					
12 役務費					
13 委託料					
14 使用料及び賃借料					
15 工事請負費					
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費					
負担金、補助及び					
19 交付金					
20 扶助費					
21 貸付金					
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金					
26 寄附金					
27 公課費					
28 繰出金					
予備費					
計	24,009,675	24,009,675	24,009,675	24,009,675	24,009,675
財源					
国庫支出金					
起債					
内 其他	24,009,675	24,009,675	24,009,675	24,009,675	24,009,675
訳繰入金					

<p>条 例 名 等</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について （知事等の退職手当に関する条例の一部改正、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 （1）知事等の退職手当に関する条例の一部改正（第1条関係） 教育長が特別職の職員となることに伴い、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止することから、当該条例を引用する規定を改める。 （2）鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第2条関係） 教育長が特別職の職員となることに伴い、給与及び旅費に関する規定に教育長を加え、教育委員長に関する規定を削除する。</p> <p>3 施行期日 公布日とする。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項の規定に基づき、<u>知事、副知事、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項並びに<u>教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)第2条第1項の規定に基づき、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、<u>知事、副知事、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員</u>(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、<u>知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長</u>(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育長 100分の30</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>教育長 100分の30</u></p> <p>2～4 略</p>
<p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>教育長又は病院事業の管理者</u>から次条の規定により退職手当を支給されないで職員等となり引き続い</p>	<p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>病院事業の管理者又は教育長</u>から次条の規定により退職手当を支給されないで職員等となり引き続い</p>

て職員等として在職した後引き続き教育長となった者の先の教育長又は病院事業の管理者としての引き続きいた在職期間の始期から職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間（次項において「特定在職期間」という。）は、その者の引き続き後の教育長としての勤続期間（病院事業の管理者であった教育長にあつては、引き続き教育長としての勤続期間）に通算する。

4 略

て職員等として在職した後引き続き教育長となった者の病院事業の管理者又は先の教育長としての引き続きいた在職期間の始期から職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間（次項において「特定在職期間」という。）は、その者の引き続き後の教育長としての勤続期間（病院事業の管理者であった教育長にあつては、引き続き教育長としての勤続期間）に通算する。

4 略

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																																																															
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員（議会の議員を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（知事、副知事、<u>教育長及び常勤の監査委員の給与</u>）</p> <p>第2条 知事、副知事、<u>教育長及び常勤の監査委員</u>の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>月額744,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>月額 156,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">船賃</th> <th rowspan="2">日当 (1日に つき)</th> <th colspan="3">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料(1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬又は給料の額	略		教育長	月額744,000円を超えない範囲内において知事が定める額	教育委員会の委員	月額 156,000円	略		区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)	甲地方	乙地方	丙地方	略								<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員（議会の議員及び<u>教育長である教育委員会の委員</u>を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（知事、副知事及び常勤の監査委員の給与）</p> <p>第2条 知事、副知事及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>191,000円</td> </tr> <tr> <td>委員(教育長である者を除く。)</td> <td>156,000円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">船賃</th> <th rowspan="2">日当 (1日に つき)</th> <th colspan="3">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料(1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬又は給料の額	略		教育委員会の委員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>191,000円</td> </tr> <tr> <td>委員(教育長である者を除く。)</td> <td>156,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	委員長	191,000円	委員(教育長である者を除く。)	156,000円	略		区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)	甲地方	乙地方	丙地方	略							
区分	報酬又は給料の額																																																																
略																																																																	
教育長	月額744,000円を超えない範囲内において知事が定める額																																																																
教育委員会の委員	月額 156,000円																																																																
略																																																																	
区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)																																																										
				甲地方	乙地方	丙地方																																																											
略																																																																	
区分	報酬又は給料の額																																																																
略																																																																	
教育委員会の委員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>191,000円</td> </tr> <tr> <td>委員(教育長である者を除く。)</td> <td>156,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	委員長	191,000円	委員(教育長である者を除く。)	156,000円																																																										
区分	月額																																																																
委員長	191,000円																																																																
委員(教育長である者を除く。)	156,000円																																																																
略																																																																	
区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)																																																										
				甲地方	乙地方	丙地方																																																											
略																																																																	



教育 長 教育 委員 会 の 委員	旅客運賃（3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限り。）並びに座席指定料金	円	円	円	円	円	教育 委員 会 の 委員	旅客運賃（3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限り。）並びに座席指定料金	円	円	円	円	円
		2,600	13,100	11,800	10,200	2,600			2,600	13,100	11,800	10,200	2,600

略 備考 略	略 備考 略
-----------	-----------

第3条～第6条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、第1条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の鳥取県職員定数条例の規定、第4条の規定による改正後の鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正前の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の鳥取県職員定数条例の規定、第4条の規定による改正前の鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定及び第6条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について (鳥取県職員定数条例の一部改正、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 鳥取県職員定数条例の一部改正について (第3条関係) 教育長が特別職の職員となることに伴い、一般職の地方公務員である者から教育長を除く。 (2) 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正 (第4条関係) 教育長が特別職の職員となることに伴い、指定管理者となることができない法人等に教育長を加える。</p> <p>3 施行期日 公布日とする。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第1条・第2条 略

(鳥取県職員定数条例の一部改正)

第3条 鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「<u>県費負担教職員</u>」という。)のうち、一般職の地方公務員である者(臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「<u>県費負担教職員</u>」という。)のうち、一般職の地方公務員である者(教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、<u>教育長</u>、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等(以下「役員等」という。)に就任している法人その他の団体(境港管理組合を除く。)は、指定管理者になることができない。</p>	<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、<u>指定管理者</u>の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等(以下「役員等」という。)に就任している法人その他の団体(境港管理組合を除く。)は、指定管理者になることができない。</p>

第5条・第6条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項

に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、第1条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の鳥取県職員定数条例の規定、第4条の規定による改正後の鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正前の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の鳥取県職員定数条例の規定、第4条の規定による改正前の鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定及び第6条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (職員の給与に関する条例の一部改正、職員の特務勤務に関する条例の一部改正及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b>                  学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正 (第2条関係)                  義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、義務教育等教員特別手当の支給対象となる学校に義務教育学校を加える等の改正を行う。</p> <p>(2) 職員の特務勤務に関する条例の一部改正 (第3条関係)                  義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、多学年学級担当手当及び教育業務連絡指導手当の支給対象となる学校に義務教育学校を加える。</p> <p>(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正 (第4条関係)                  義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、「義務教育諸学校等」の定義に義務教育学校を加える。</p> <p><b>3 施行期日</b>                  公布日とする。</p>

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1条 略

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。</u>)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第9 教育職給料表等級別基準職務表(第3条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>小学校、中学校又は義務教育学校の教諭又は養護教諭の職務</u></td> </tr> <tr> <td>特2級</td> <td>中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u>	2級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の教諭又は養護教諭の職務</u>	特2級	中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務	3級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務</u>	4級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務</u>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第9 教育職給料表等級別基準職務表(第3条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務</u></td> </tr> <tr> <td>特2級</td> <td>中学校の主幹教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>中学校の副校長又は中学校若しくは小学校の教頭の職務</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>中学校又は小学校の校長の職務</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	<u>中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u>	2級	<u>中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務</u>	特2級	中学校の主幹教諭の職務	3級	<u>中学校の副校長又は中学校若しくは小学校の教頭の職務</u>	4級	<u>中学校又は小学校の校長の職務</u>
職務の級	標準的な職務																								
1級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u>																								
2級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の教諭又は養護教諭の職務</u>																								
特2級	中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務																								
3級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務</u>																								
4級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務</u>																								
職務の級	標準的な職務																								
1級	<u>中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u>																								
2級	<u>中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務</u>																								
特2級	中学校の主幹教諭の職務																								
3級	<u>中学校の副校長又は中学校若しくは小学校の教頭の職務</u>																								
4級	<u>中学校又は小学校の校長の職務</u>																								

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、<u>公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者(以下この条において「教諭等」という。)</u>が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p>	<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者(以下この条において「教諭等」という。)が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中学校又は義務教育学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	小学校	略	中学校又は義務教育学校		略		<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	小学校	略	中学校		略	
小学校	略												
中学校又は義務教育学校													
略													
小学校	略												
中学校													
略													

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 略</p>

第5条～第9条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



条 例 名 等	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について																																							
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大に資するため、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税（県独自の制度）の適用期間を5年間延長する。</p> <p>2 概要                      企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の適用期限を、平成35年3月31日（現行 平成30年3月31日）までとする。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     &lt;不均一課税とは&gt;                      特定の場合において、ある一定の範囲の納税者に限って、一般の税率と異なる税率で課税すること。地方自治体は、公益上その他の事由を考慮して、一定の特例措置を講ずる必要があると判断した場合には、条例に基づき不均一課税を行うことができる。                 </p> <p>                     &lt;制度の概要&gt;                      鳥取県企業立地等助成条例に規定する企業立地事業補助金の交付決定を受けた者に対しては、当該事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、100分の0.4（通常税率 100分の4）とする。                 </p> <p>                     &lt;参考&gt;                      【企業立地事業補助金の要件】                 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業 種</th> <th style="text-align: center;">投資額要件</th> <th style="text-align: center;">増加労働者数要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業（その他知事が必要と認めた事業）</td> <td>1億円超（県内中小企業は3,000万円超）</td> <td>常時雇用労働者10人以上 （県内中小企業は3人以上）</td> </tr> <tr> <td>自然科学研究所・技術者研修所</td> <td>3,000万円超</td> <td>技術者5人以上 （県内中小企業は3人以上）</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企業</td> <td>3,000万円超</td> <td>技術者5人以上 （県内中小企業は3人以上）</td> </tr> <tr> <td>情報処理・提供サービス業</td> <td>3,000万円超</td> <td>20人以上（短時間労働者を含む）</td> </tr> <tr> <td>地域経済牽引事業（※）</td> <td>1億円超（県内中小企業は3,000万円超）</td> <td>常時雇用労働者10人以上 （県内中小企業は3人以上）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">} 拡大</p> <p>                     ※地域経済牽引事業とは、国の基本方針に基づき、鳥取県地域未来投資促進計画で定める地域の特性と活用戦略に合致した分野の取組であって、地域経済牽引事業計画の承認要件を満たすものをいう。                 </p> <p>                     【適用実績】 <span style="float: right;">（単位：法人、千円）</span> </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>5年計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">適用法人数</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">軽 減 額</td> <td>22,672</td> <td>13,116</td> <td>32,096</td> <td>61,435</td> <td>20,477</td> <td>149,796</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日                      施行期日は、公布日とする。</p>	業 種	投資額要件	増加労働者数要件	製造業（その他知事が必要と認めた事業）	1億円超（県内中小企業は3,000万円超）	常時雇用労働者10人以上 （県内中小企業は3人以上）	自然科学研究所・技術者研修所	3,000万円超	技術者5人以上 （県内中小企業は3人以上）	ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企業	3,000万円超	技術者5人以上 （県内中小企業は3人以上）	情報処理・提供サービス業	3,000万円超	20人以上（短時間労働者を含む）	地域経済牽引事業（※）	1億円超（県内中小企業は3,000万円超）	常時雇用労働者10人以上 （県内中小企業は3人以上）	区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	5年計	適用法人数	9	8	11	16	12	56	軽 減 額	22,672	13,116	32,096	61,435	20,477	149,796
業 種	投資額要件	増加労働者数要件																																						
製造業（その他知事が必要と認めた事業）	1億円超（県内中小企業は3,000万円超）	常時雇用労働者10人以上 （県内中小企業は3人以上）																																						
自然科学研究所・技術者研修所	3,000万円超	技術者5人以上 （県内中小企業は3人以上）																																						
ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企業	3,000万円超	技術者5人以上 （県内中小企業は3人以上）																																						
情報処理・提供サービス業	3,000万円超	20人以上（短時間労働者を含む）																																						
地域経済牽引事業（※）	1億円超（県内中小企業は3,000万円超）	常時雇用労働者10人以上 （県内中小企業は3人以上）																																						
区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	5年計																																		
適用法人数	9	8	11	16	12	56																																		
軽 減 額	22,672	13,116	32,096	61,435	20,477	149,796																																		

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成35年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>	<p>（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 義務教育費国庫負担金の算定基準額の引上げを踏まえ、他県との均衡を考慮し、公立学校の教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事したときに支給される教員特殊業務手当について、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 教員特殊業務手当の額を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ア 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</td> <td>1 時間以上 2 時間未満 900円 (現行 750円)</td> </tr> <tr> <td>2 時間以上 3 時間未満 1,800円 (現行 1,500円)</td> </tr> <tr> <td>3 時間以上 4 時間未満 2,700円 (現行 2,250円)</td> </tr> <tr> <td>4 時間以上 5 時間未満 3,600円 (現行 3,000円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</td> <td>5 時間以上 6 時間未満 4,500円 (現行 3,750円)</td> </tr> <tr> <td>6 時間以上 5,400円 (現行 4,500円)</td> </tr> <tr> <td>ウ 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日又は休日等に行うもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で夜間又は週休日若しくは休日等に行うもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p>	区分	手当の額	ア 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1 時間以上 2 時間未満 900円 (現行 750円)	2 時間以上 3 時間未満 1,800円 (現行 1,500円)	3 時間以上 4 時間未満 2,700円 (現行 2,250円)	4 時間以上 5 時間未満 3,600円 (現行 3,000円)	イ 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	5 時間以上 6 時間未満 4,500円 (現行 3,750円)	6 時間以上 5,400円 (現行 4,500円)	ウ 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日又は休日等に行うもの		エ 農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で夜間又は週休日若しくは休日等に行うもの	
区分	手当の額														
ア 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1 時間以上 2 時間未満 900円 (現行 750円)														
	2 時間以上 3 時間未満 1,800円 (現行 1,500円)														
	3 時間以上 4 時間未満 2,700円 (現行 2,250円)														
	4 時間以上 5 時間未満 3,600円 (現行 3,000円)														
イ 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	5 時間以上 6 時間未満 4,500円 (現行 3,750円)														
	6 時間以上 5,400円 (現行 4,500円)														
ウ 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日又は休日等に行うもの															
エ 農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で夜間又は週休日若しくは休日等に行うもの															

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>900円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>1,800円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>2,700円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>3,600円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>4,500円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>5,400円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>750円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>1,500円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>2,250円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>3,000円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>3,750円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>4,500円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条 例 名 等	職員の退職手当に関する条例等の一部改正について																		
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      国家公務員の退職手当の給付水準の見直しが行われたことを踏まえ、職員の退職手当の支給水準を引き下げる。</p> <p>2 概要                      (1) 退職手当に係る調整率を100分の83.7（現行 100分の87）とする。                      (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p> <p>【参考】                      ○ 退職手当の計算式</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">退職時の 給料月額</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="padding: 5px;">支給率 (在職年数等 により決定)</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="padding: 5px;">調整率 (87/100 →83.7/100)</td> <td style="padding: 0 10px;">+</td> <td style="padding: 5px;">調整額 (役職等に より決定)</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="padding: 5px;">退職手当額</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">基本額</div> </td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> </div>	退職時の 給料月額	×	支給率 (在職年数等 により決定)	×	調整率 (87/100 →83.7/100)	+	調整額 (役職等に より決定)	=	退職手当額	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">基本額</div>								
退職時の 給料月額	×	支給率 (在職年数等 により決定)	×	調整率 (87/100 →83.7/100)	+	調整額 (役職等に より決定)	=	退職手当額											
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">基本額</div>																			

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～28 略</p> <p>29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第36号附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。</p> <p>30～38 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～28 略</p> <p>29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第36号附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。</p> <p>30～38 略</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1・2 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第12条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4～37 略</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1・2 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第12条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4～37 略</p>

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附則第4項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第13項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、<u>104分の83.7</u>）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで（附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を合</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附則第4項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第13項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、<u>104分の87</u>）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで（附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を合</p>

<p>む。)、条例第36号附則第3項から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～8 略 (職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>9・10 略 (鳥取県の休日を定める条例の一部改正)</p> <p>11 略</p>	<p>む。)、条例第36号附則第3項から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～8 略 (職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>9・10 略 (鳥取県の休日を定める条例の一部改正)</p> <p>11 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による職員の派遣を行うことができる特定法人へ新たに職員を派遣すること及び職員を派遣する公益的法人等を追加することに伴う所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 特定法人への退職派遣に係る規定の整備を行う。 (2) 鳥取空港ビル株式会社を職員を退職派遣する特定法人とする。 (3) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、公益財団法人鳥取県市町村振興協会を加える。 (4) 職員を派遣することができる法人の名称の変更に伴う所要の規定の整備を行う。 (5) 施行期日等 ア 施行期日は、平成30年4月1日とする(3)及び(4)に関する事項を除き、平成30年7月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、<u>第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項並びに</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第43条第3項の規定に基づき、公益的法人等（法第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ <u>公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会</u></p> <p>サ <u>公益財団法人鳥取県市町村振興協会</u></p> <p>シ 略</p> <p>ス 略</p> <p>セ 略</p> <p>ソ 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第43条第3項の規定に基づき、公益的法人等（法第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>シ <u>一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会</u></p> <p>ス 略</p> <p>セ 略</p>

(2)～(5) 略

2・3 略

(報告)

第9条 略

(特定法人)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社(以下「特定法人」という。)は、鳥取空港ビル株式会社とする。

(退職派遣者とならない職員)

第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(退職派遣者を採用する場合)

第12条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要その他特別の事情により退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(退職派遣者を採用しない場合)

第13条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項の規定による免職の処分を行うことが適当であると認められるときとする。

(2)～(5) 略

2・3 略

(報告)

第9条 略

(取決めで定める事項)

第14条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の  
特定法人における福利厚生に関する事項
- (2) 前号に規定する職員の特定法人における業務  
の従事の状態の連絡に関する事項

(採用された職員に関する給与条例の特例)

第15条 法第10条第1項の規定により採用された職員

(企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。次条から第18条までにおいて同じ。)に関する  
給与条例第12条の2第1項第1号の規定の適用につ  
いては、特定法人において就いていた業務を公務  
と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第  
2項に規定する通勤を同号に規定する通勤とみな  
す。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員

員として採用された場合におけるその者の職務の級  
及び号給については、部内の他の職員との権衡上必  
要と認められる範囲内において、人事委員会規則で  
定めるところにより、必要な調整を行うことができ  
る。

(採用された職員に関する退職手当条例の特例)

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員

に関する退職手当条例の規定の適用については、特  
定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手  
当条例第4条の表2の項(5)、第5条の表1の項  
(2)及び第8条の2第1項の公務上の傷病又は死亡  
と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第  
2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4  
条の表2の項(4)、第5条の表2の項(6)及び第8  
条の2第1項の通勤による傷病とみなす。

第18条 職員が法第10条第1項の規定により、任命権

者の要請に応じ、引き続いて特定法人であって、退  
職手当(これに相当する給与を含む。以下この項に  
おいて同じ。)に関する規程において、職員が任命  
権者の要請に応じ退職手当を支給されないで引き続  
いて当該特定法人に使用される者となった場合に、  
職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される

者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法第10条第1項の規定により職員として採用された場合においては、その者の退職手当条例第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第9条（第5項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 法第10条第1項の規定により退職し、引き続き特定法人役職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

（報告）

第19条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

（人事委員会規則への委任）

第20条 略

（人事委員会規則への委任）

第10条 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。  
（退職派遣者の採用等に関する規定の適用）
- 2 改正後の鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第10条から第19条までの規定は、平成30年7月1日以後に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

条 例 名 等	鳥取県職員定数条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を改める。</p> <p>2 概 要                      (1) 鳥取市の中核市への移行による業務移管、事務事業の見直し等により、知事の事務部局の職員の定数を7.3人減員し、2,782人に改めること。                      (2) 事務の見直しにより、監査委員の事務局の職員の定数を1人減員し、14人に改めること。                      (3) 業務量の増加により、企業局の職員の定数を1人増員し、60人に改めること。                      (4) 小・中学校の学級の減等により、県費負担教職員の定数を32人減員し、4,065人に改めること。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,782人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,772人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>14人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>60人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,065人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,855人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,845人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>15人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>59人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,097人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

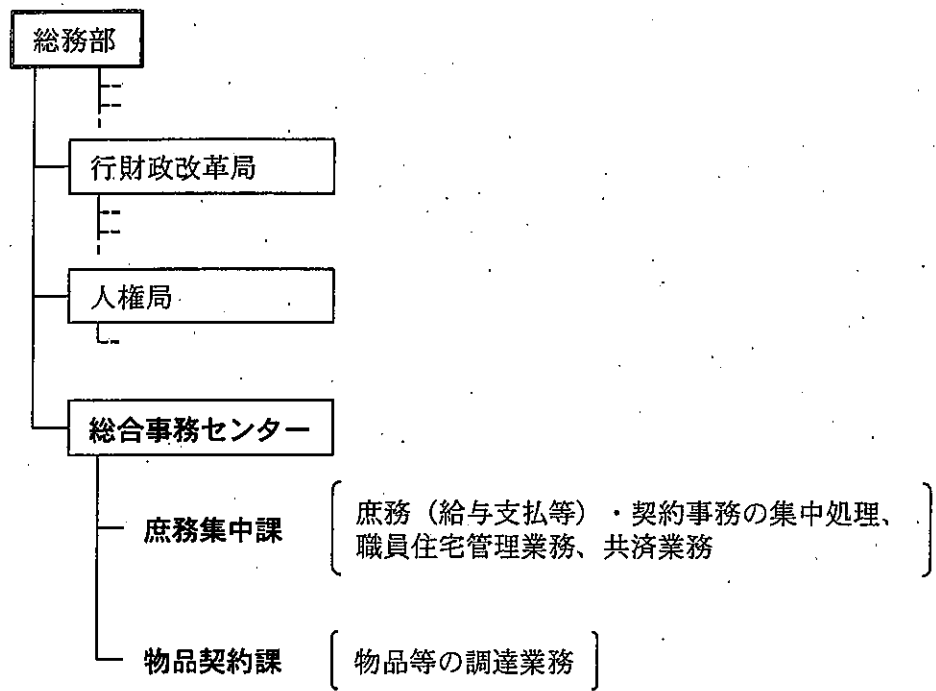
条  
例  
名  
等

鳥取県行政組織条例の一部改正について

提  
出  
理  
由  
及  
び  
概  
要

- 1 提出理由  
総務部に給与の支払事務及びその他の内部の管理事務を集約し、効率的に処理するものとする。
- 2 概 要  
(1) 会計管理者の分掌事務であった庶務の集中処理に関する事項その他の内部の管理事務の集中処理に関する事項を総務部の所掌事務とする。  
(2) 部局以外の組織である会計管理者の名称を会計管理局に改める。
- 3 施行期日  
平成30年4月1日
- 4 参考

新給与システムの稼働に伴い、効率的に事務処理を行うため、各任命権者の給与事務などの庶務業務を集約し、総務部に「総合事務センター」を設置する。





鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員の人事、給与<u>(給与の支払を除く。)</u>及び厚生福利に関する事項</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p><u>(13) 給与の支払その他の内部の管理事務の集中処理に関する事項</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p>(部局以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理局</u>を部局の外に置く。</p> <p>2 <u>会計管理局</u>に長を置き、会計管理者とする。</p> <p>3 会計管理者は、<u>会計管理局</u>の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</p> <p>4 略</p>	<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員の人事、給与及び厚生福利に関する事項</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p><u>(13) 略</u></p> <p>(部局以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項、<u>建設事業の評価</u>に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理者</u>を部局の外に置く。</p> <p>2 <u>会計管理者</u>に長を置き、会計管理者とする。</p> <p>3 会計管理者は、<u>会計管理者</u>の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県東部生活環境事務所の廃止に伴い、新たに建築住宅事務所を設置する。</p> <p>2 概 要 建築に関する事務を所掌する建築住宅事務所として、鳥取県東部建築住宅事務所を新たに設置し、名称、位置及び所管区域について定める。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>

鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p><u>(建築住宅事務所)</u></p> <p><u>第4条 建築に関する事務を所掌させるため、建築住宅事務所を設置する。</u></p> <p><u>2 建築住宅事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部 建築住宅事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第5条 削除</u></p>	名称	位置	所管区域	鳥取県東部 建築住宅事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	<p><u>第4条及び第5条 削除</u></p>
名称	位置	所管区域					
鳥取県東部 建築住宅事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡					

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人評価委員会の所掌事務を新たに定める。</p> <p>2 概要 地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法に規定する事務のほか、知事が行う中期計画の作成又は変更に係る認可及び業務の実績に関する評価について意見を述べる事務を行うこととする。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(委員会の所掌事務)</u> 第3条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、同条第2項第6号の規定に基づき、次の各号の事務を所掌するものとする。</p> <p><u>(1) 法第26条第1項の規定による中期計画の作成又は変更に係る知事の認可に際して意見を述べること。</u></p> <p><u>(2) 法第28条第1項の規定による毎事業年度における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。</u></p> <p><u>(3) 法第28条第1項第3号の規定による中期目標の期間における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。</u></p> <p><u>(委員会の組織)</u> 第4条 委員会は、地方独立行政法人ごとに設置する。</p> <p>2～5 略</p> <p><u>(委員長)</u> 第5条 略</p> <p><u>(臨時委員)</u> 第6条 略</p> <p><u>(会議)</u> 第7条 略</p> <p><u>(秘密保持義務)</u> 第8条 略</p> <p><u>(委員会の庶務)</u> 第9条 略</p> <p><u>(委任)</u> 第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p><u>(処分等の制限に係る重要な財産)</u> 第11条 略</p>	<p><u>(委員会の組織)</u> 第3条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、地方独立行政法人ごとに設置する。</p> <p>2～5 略</p> <p><u>(委員長)</u> 第4条 略</p> <p><u>(臨時委員)</u> 第5条 略</p> <p><u>(会議)</u> 第6条 略</p> <p><u>(秘密保持義務)</u> 第7条 略</p> <p><u>(委員会の庶務)</u> 第8条 略</p> <p><u>(委任)</u> 第9条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p><u>(処分等の制限に係る重要な財産)</u> 第10条 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について																										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                  県が設置する附属機関について、地方自治法に規定する職務に照らし精査するとともに、事務の簡素効率化の観点から全庁的な見直しを実施したことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 運営方法の見直し                  県行政に関する意見聴取等を行う附属機関について、意見集約を必要としないものは、より柔軟かつ機動的に有識者等個人から助言等を得る方式へ運営方法を改めることに伴い、廃止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>廃止する機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の附属機関</td> <td>鳥取県総合教育会議ほか19機関</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の附属機関</td> <td>鳥取県エキスパート教員認定制度に係る運営委員会ほか5機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 定型的な機関の包括規定化                  ア 県行政に関する定型的な審査等を行う次の附属機関について、新たに包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略して事務の簡素効率化を図ることに伴い、既存の機関の統合を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等の採択審査等を行うもの</li> <li>・公募等による契約の相手方の選定等を行うもの</li> <li>・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新設する機関</th> <th>統合する機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の附属機関</td> <td>鳥取県補助金等審査会 鳥取県表彰・認定等審査会</td> <td>トットリズム推進委員会ほか19機関</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の附属機関</td> <td>鳥取県教育委員会表彰・認定等審査会</td> <td>鳥取県高校生英語弁論大会審査会ほか2機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 県行政に関する調査審議を行う附属機関のうち、同一の趣旨目的により各所属単位で設置している次の機関を包括的に規定することに伴い、既存の機関を統合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県機関の外部評価を行うもの</li> <li>・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新設する機関</th> <th>統合する機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知事の附属機関</td> <td>鳥取県試験研究・普及指導等外部評価委員会</td> <td>鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会ほか4機関</td> </tr> <tr> <td>鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会</td> <td>鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会ほか19機関</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の附属機関</td> <td>鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会</td> <td>鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会ほか1機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 機関の整理・統廃合                  役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとする。</p> <p>3 施行期日                  平成30年4月1日</p> <p>&lt;参考：附属機関の定義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第138条の4第3項では「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定されている。</li> <li>・附属機関とは、職員以外の外部の者が構成員として加わり、行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調停等を行うことを職務とする機関をいうものとされている。</li> </ul>	区分	廃止する機関	知事の附属機関	鳥取県総合教育会議ほか19機関	教育委員会の附属機関	鳥取県エキスパート教員認定制度に係る運営委員会ほか5機関	区分	新設する機関	統合する機関	知事の附属機関	鳥取県補助金等審査会 鳥取県表彰・認定等審査会	トットリズム推進委員会ほか19機関	教育委員会の附属機関	鳥取県教育委員会表彰・認定等審査会	鳥取県高校生英語弁論大会審査会ほか2機関	区分	新設する機関	統合する機関	知事の附属機関	鳥取県試験研究・普及指導等外部評価委員会	鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会ほか4機関	鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会ほか19機関	教育委員会の附属機関	鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会ほか1機関
区分	廃止する機関																										
知事の附属機関	鳥取県総合教育会議ほか19機関																										
教育委員会の附属機関	鳥取県エキスパート教員認定制度に係る運営委員会ほか5機関																										
区分	新設する機関	統合する機関																									
知事の附属機関	鳥取県補助金等審査会 鳥取県表彰・認定等審査会	トットリズム推進委員会ほか19機関																									
教育委員会の附属機関	鳥取県教育委員会表彰・認定等審査会	鳥取県高校生英語弁論大会審査会ほか2機関																									
区分	新設する機関	統合する機関																									
知事の附属機関	鳥取県試験研究・普及指導等外部評価委員会	鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会ほか4機関																									
	鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会ほか19機関																									
教育委員会の附属機関	鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会ほか1機関																									

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 県行政について調査審議を行う附属機関について、その役割を終了したため廃止する。</p> <p>2 概 要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">廃止する機関の名称</th> <th style="width: 50%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東京アンテナショップ運営会議</td> <td>鳥取県東京アンテナショップの運営のあり方に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p> <p>※鳥取県東京アンテナショップ運営会議の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査審議事項 鳥取県東京アンテナショップの運営（店舗内の装飾、取扱商品の選定、従業員の接客等）に関する事項を年2回程度、調査審議</li> <li>・委員構成 県内商工団体、県物産協会、農業協同組合、首都圏旅行代理店、首都圏百貨店、地域活性化センター、飲食店専門家の有識者等個人7名で構成</li> </ul>	廃止する機関の名称	調査審議する事項	鳥取県東京アンテナショップ運営会議	鳥取県東京アンテナショップの運営のあり方に関する事項
廃止する機関の名称	調査審議する事項				
鳥取県東京アンテナショップ運営会議	鳥取県東京アンテナショップの運営のあり方に関する事項				

条例名等

鳥取県附属機関条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

鳥取県附属機関条例に規定する附属機関のうち、所掌事務の関連性が高い複数の機関を統合する。

2 概要

改正後		改正前	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
鳥取県職員健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項	鳥取県職員一般疾患健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
		鳥取県職員精神疾患健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項

3 施行期日

平成30年4月1日

<附属機関の見直しの概要>

県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。

(1) 運営方法の見直し

- ・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。

(2) 定型的な機関等の包括規定化

- ・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。
  - 〔 ・補助金等の採択審査等を行うもの ・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの 〕
  - 〔 ・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの 〕
- ・同一の趣旨目的により、各所属単位で設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。
  - 〔 ・県機関の外部評価を行うもの ・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの 〕

(3) 機関の整理・統廃合

- ・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。



条例名等

鳥取県附属機関条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由  
鳥取県附属機関条例に規定する附属機関のうち、所掌事務の関連性が高い複数の機関を統合する。

2 概要

改正後		改正前	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）第7条第1項に規定する事項	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）第7条第1項に規定する事項
		鳥取県人権意識調査実施検討委員会	鳥取県人権意識調査の実施に関する事項

3 施行期日

平成30年4月1日

＜附属機関の見直しの概要＞

県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。

（1）運営方法の見直し

- ・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。

（2）定型的な機関等の包括規定化

- ・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。

〔 ・補助金等の採択審査等を行うもの ・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの  
・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの 〕

- ・同一の趣旨目的により、各所属単位で設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。

〔 ・県機関の外部評価を行うもの ・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの 〕

（3）機関の整理・統廃合

- ・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）第18条第1項に規定する事項	鳥取県総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する鳥取県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する事項
略		鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項	鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例第18条第1項に規定する事項
略		略	
鳥取県地震防災調査研究委員会	略	鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項
	(2) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項	トットリズム推進委員会	トットリズムの推進に関する事項
略		略	
		鳥取県地震防災調査研究委員会	略
		鳥取県版業務継続計画策定推進会議	県内の市町村その他の事業活動を行う者の業務継続のための取組の推進に関する事項
略		略	

鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条各号に掲げる事項
略	
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
略	
鳥取県職員健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項
略	
鳥取県いじめ問題検証委員会	略 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項
略	
鳥取県男女共同参画審議会	鳥取県男女共同参画推進条例第32条に規定する事項
略	
鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県美術展覧会及び鳥取県ジュニア美術展覧会の開催要項、審査員の決定その他の運営に関する事項

鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条各号に掲げる事項
鳥取県東京アンテナショップ運営会議	鳥取県東京アンテナショップの運営のあり方に関する事項
略	
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
鳥取県規制改革会議	規制の見直しに係る提案等に関する事項
略	
鳥取県職員一般疾患健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県職員精神疾患健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
略	
鳥取県いじめ問題検証委員会	略 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項
鳥取県人権意識調査実施検討委員会	鳥取県人権意識調査の実施に関する事項
略	
鳥取県男女共同参画審議会	鳥取県男女共同参画推進条例第32条に規定する事項
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	鳥取県男女共同参画推進企業の認定に関する事項
略	
鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会	鳥取県ジュニア美術展覧会（以下「ジュニア県展」という。）の開催要項、審査員の決定その他のジュニア県展の運営に関する事項

鳥取県文化芸術事業 評価委員会	県が実施し、又は助成する 文化芸術事業の評価に関する 事項
略	
2020東京オリンピック・ パラリンピック 関連事業検討委員会	2020年東京オリンピック・ パラリンピック競技大会の 選手の育成、合宿の誘致そ の他の関連事業に関する事 項
略	
鳥取県手話施策推進 協議会	鳥取県手話言語条例（平成 25年鳥取県条例第54号）第 17条各号に掲げる事項
略	
鳥取県介護保険審査 会	介護保険法（平成9年法律 第123号）第183条第1項に 規定する事項
鳥取県 <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等研 修実施委員会	<sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等を安全に実施す る知識と技能を習得するた めの研修に関する事項

鳥取県美術展覧会運 営委員会	鳥取県美術展覧会（以下 「県展」という。）の出品 の要項、審査員の決定その 他の県展の運営に関する事 項
鳥取県文化芸術事業 評価委員会	県が実施し、又は助成する 文化芸術事業の評価に関する 事項
鳥取県文化功労賞知 事表彰選考委員会	鳥取県文化功労賞知事表彰 の被表彰者の選考に関する 事項
とっとり伝統芸能ま つり出演団体選定委 員会	とっとり伝統芸能まつりの 出演団体の選定並びに開催 日及び開催場所の決定に関 する事項
略	
2020東京オリンピック・ パラリンピック 関連事業検討委員会	2020年東京オリンピック・ パラリンピック競技大会の 選手の育成、合宿の誘致そ の他の関連事業に関する事 項
まんが王国とっとり 国際マンガコンテス ト審査委員会	まんが王国とっとり国際マ ンガコンテストの被表彰作 品の選考に関する事項
略	
鳥取県手話施策推進 協議会	鳥取県手話言語条例（平成 25年鳥取県条例第54号）第 17条各号に掲げる事項
鳥取県体験作文等審 査委員会	心の輪を広げる体験作文及 び障害者週間のポスターの 知事表彰の被表彰作品の選 考に関する事項
略	
鳥取県介護保険審査 会	介護保険法（平成9年法律 第123号）第183条第1項に 規定する事項
鳥取県介護保険事業 支援計画及び老人福 祉計画策定・推進委 員会	鳥取県介護保険事業支援計 画及び老人福祉計画の策定 並びにこれらの計画の推進 のための施策等に関する事 項
鳥取県 <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等研 修実施委員会	<sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等を安全に実施す る知識と技能を習得するた めの研修に関する事項
鳥取県シニア作品展	鳥取県シニア作品展知事表

子育て王国とっとり 会議	略  (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項
鳥取県小児慢性特定 疾病審査会	略  (2) 長期にわたり療養を必要とする疾病であって、療養のために多額の費用を要するものにかかっている満20歳未満の者に対する医療費の助成に関する事項
鳥取県青少年問題協 議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項
略	
鳥取県地域医療対策 協議会	医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項
略	
鳥取県麻薬中毒審査 会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第1項に規定する事項

優秀作品選考委員会	彰の被表彰作品の選考に関する事項
子育て王国とっとり 会議	略  (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項
とっとり型の保育の あり方研究会	保育・幼児教育のあり方に関する事項
鳥取県子育て川柳コ ンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
鳥取県小児慢性特定 疾病審査会	略  (2) 長期にわたり療養を必要とする疾病であって、療養のために多額の費用を要するものにかかっている満20歳未満の者に対する医療費の助成に関する事項
鳥取県母子保健対策 協議会	県及び市町村が行う母子保健事業についての評価等に関する事項
鳥取県青少年問題協 議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項
鳥取県有害図書類指 定審査会	青少年に有害な図書類等の指定に関する事項
略	
鳥取県地域医療対策 協議会	医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項
鳥取県保健師現任教 育検討会	県内の現任の保健師に対する教育の評価及び課題並びに推進方策等に関する事項
略	
鳥取県麻薬中毒審査 会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第1項に規定する事項

略	
略	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項各号に掲げる事項
鳥取県西部感染症診 査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項各号に掲げる事項
鳥取県歯科保健推進 協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項
略	
鳥取県湖山池環境モ ニタリング委員会	湖山池の汽水湖化による水質及び各種生態系の変化等に係るモニタリングの手法、結果の評価及び課題への対応に関する事項
鳥取県放射能調査専 門家会議	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鉱山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項
鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び

鳥取県医療安全推進 協議会	医療法第6条の13第1項の規定により設置する鳥取県医療安全支援センターの運営に関する事項
略	
略	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項各号に掲げる事項
鳥取県西部感染症診 査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項各号に掲げる事項
鳥取県がん対策推進 会議	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたがん対策の推進に関する事項
鳥取県歯科保健推進 協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項
鳥取県老人ホーム入 所調整委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項
略	
鳥取県湖山池環境モ ニタリング委員会	湖山池の汽水湖化による水質及び各種生態系の変化等に係るモニタリングの手法、結果の評価及び課題への対応に関する事項
鳥取県地下水研究プ ロジェクト	とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）第26条第1項に規定する研究に関する事項
鳥取県放射能調査専 門家会議	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鉱山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項
鳥取県衛生環境研究 所調査研究外部評価 委員会	鳥取県衛生環境研究所が行う調査研究の成果に関する事項
鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び

	紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）第30条第1項各号に掲げる事項
略	
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条に規定する事項
略	
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条第1項に規定する事項
略	
鳥取県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条第1項に規定する事項

	紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）第30条第1項各号に掲げる事項
鳥取県特定鳥獣保護管理検討会	生息数が著しく減少し、又は増加している鳥獣の保護又は管理に関する事項
鳥取県外来種検討委員会	外来種の防除、駆除等の外来種対策に関する事項
鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
略	
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条に規定する事項
鳥取県食の安全推進会議	食品の安全性の確保に関する事項
鳥取県動物愛護推進協議会	人と動物が安全かつ快適に暮らせる生活環境づくりのための施策に関する事項
略	
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条第1項に規定する事項
鳥取県住生活基本計画検討委員会	住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項の規定により定める計画に関する事項
略	
鳥取県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条第1項に規定する事項
鳥取県経済成長戦略会議	県内経済の成長のための取組に関する事項
鳥取県経済・雇用振興キャビネット	産業界における事業者若しくは業態特有の課題又は外部環境等の変化に伴う課題及びその解決のための施策に関する事項
鳥取県グリーン商品認定審査会	鳥取県グリーン商品（廃棄物、間伐材等を原材料として県内で製造され、又は加工され、県内外で販売され

略	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項
鳥取県知的財産マネジメント委員会	県等が保有する知的財産権に関する事項

	る商品又は既に販売している商品のうち、環境への負荷が少ないものをいう。）の認定に関する事項
略	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項各号に掲げる事項
鳥取県経営革新計画承認審査会	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項の規定による経営革新計画の承認及びその実施に関する事項
鳥取県経営革新大賞表彰審査委員会	鳥取県経営革新大賞知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県知的財産マネジメント委員会	県等が保有する知的財産権に関する事項
鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議	鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度（県内の中小企業者等が開発し、又は製造する製品等を県が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作る制度をいう。）の対象となる製品の選定に関する事項
鳥取県技能者表彰候補者選考委員会	卓越した技能者、優れた技能者及び高度熟練技能表彰の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県伝統工芸認定委員会	鳥取県郷土工芸品又は郷土民芸品の指定及び鳥取県伝統工芸士の認定等に関する事項
食のみやこ鳥取県推進協議会	(1) 鳥取県ふるさと認証食品の認証に関する事項
	(2) 「食のみやこ鳥取県」特産品コンクールにおける優れた特産品の選定に関する事項
	(3) 県内において生産若しくは製造加工された製品又は県内で生産若しくは伝承されている材料、



略	
鳥取県農業共済保険 審査会	農業保険法（昭和22年法律 第185号）第222条第2項に 規定する事項
鳥取県農業農村整備 事業の環境配慮に係 る意見交換会	農業農村整備事業が環境に 及ぼす影響及び環境の保全 措置に関する事項
鳥取県職務育成品種 審査会	鳥取県知的財産の創造等に 関する基本条例（平成18年 鳥取県条例第11号）第25条 に規定する職務育成品種の 品種登録に関する事項

	技術等を用いて県外にお いて生産若しくは製造加 工された製品の利用促進 等に関する事項
略	
鳥取県農業共済保険 審査会	農業災害補償法（昭和22年 法律第185号）第143条の2 第2項に規定する事項
鳥取県優秀経営農林 水産業者等被表彰者 審査会	優秀経営農林水産業者等の 被表彰者の選考に関する事 項
鳥取県立農業大学校 外部評価委員会	鳥取県立農業大学校の運営 のあり方に関する事項
鳥取県有機・特別栽 培農産物等推進協議 会	農林物資の規格化等に関す る法律（昭和25年法律第 175号）第14条第2項又は 第15条第1項の規定による 認定及び特別栽培農産物 （農薬及び化学肥料を特に 削減して栽培された農産物 をいう。）の認証等に関する 事項
鳥取県和牛改良委員 会	和牛改良方針、種雄牛造成 及び雌牛の改良等に関する 事項
鳥取県和牛再生ステ ップアップ協議会	和牛振興に向けた和牛ビジ ョンの策定及びその実現の ための施策に関する事項
鳥取県農業農村整備 事業の環境配慮に係 る意見交換会	農業農村整備事業が環境に 及ぼす影響及び環境の保全 措置に関する事項
鳥取県みんなで取り 組む農業農村保全活 動推進委員会	中山間地域等における農地 の保全のための施策に関す る事項
鳥取県職務育成品種 審査会	鳥取県知的財産の創造等に 関する基本条例（平成18年 鳥取県条例第11号）第25条 に規定する職務育成品種の 品種登録に関する事項
鳥取県農業改良普及 所外部評価検討会	農業についての普及指導活 動の評価に関する事項
鳥取県農林水産部試 験研究機関の試験研 究に係る外部評価委 員会	農林水産部が所管する試験 研究機関が行う試験研究の 評価に関する事項

鳥取県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項に規定する事項
略	
鳥取県森林病虫害等（松くい虫）防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項
略	
鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項に規定する事項
略	
鳥取県採石場安全対策審議会	鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条第1項各号に掲げる事項
略	
鳥取県地方港湾審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項
略	

鳥取県和牛産肉能力検定委員会	種雄牛の選抜のために行う和牛の産肉能力検定に関する事項
鳥取県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項に規定する事項
鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会	県が実施する林業の普及及び指導活動の評価に関する事項
略	
鳥取県森林病虫害等（松くい虫）防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項
鳥取県緑化関連表彰等審査会	鳥取県美しいもりづくり功労者知事表彰その他の緑化関連表彰の被表彰者等の選考に関する事項
略	
鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項に規定する事項
鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会	コンクリートひび割れ事例及びコンクリートひび割れ対策に関する事項
鳥取県新技術等実現化調査検討委員会	社会資本整備における課題解決に必要な新技術及び新工法の有効性及び実現性に関する事項
略	
鳥取県採石場安全対策審議会	鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条第1項各号に掲げる事項
鳥取県市瀬地区土砂崩落調査委員会	八頭郡智頭町市瀬地区土砂崩落の原因、今後の対策工法及び監視体制等に関する事項
略	
鳥取県地方港湾審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項
鳥取県立みなとさかい交流館運営等協議会	鳥取県立みなとさかい交流館の整備及び運営のあり方に関する事項
略	

鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項並びに指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項	鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項
		鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項
		鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会	
		鳥取県観光交流局指定管理施設運営評価委員会	
		鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価委員会	
		鳥取県生活環境部指定管理施設運営評価委員会	

		鳥取県商工労働部指定管理施設運営評価委員会
		鳥取県農林水産部指定管理施設運営評価委員会
		鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会
		鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会
		鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会
鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会	県が実施する試験研究及び普及指導活動並びに県の機関の運営の評価に関する事項（他の附属機関の調査審議する事項を除く。）	
鳥取県補助金等審査会	県が県以外の補助事業等を行う者に対して相当の反対給付を受けないで交付する補助金、交付金、利子補給金その他これに類するものの交付の対象となる事務又は事業の採択等に関する事項	
鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会	県が発注する業務に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため公募等により契約の相手方を選定する場合における当該相手方の選定に関する事項及び第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を実施する場合における落札者の決定に関する事項	
鳥取県表彰・認定等審査会	県が行う表彰、認定その他これらに類するものの対象者等の審査、選考等に関する事項（他の附属機関の調	

査審議する事項を除く。)

別表第2 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第8条各号に掲げる事項
略	
鳥取県特別支援教育推進委員会	公立学校における障がいのある児童、生徒等の支援等に関する事項
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する事項
略	
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する事項

別表第2 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第8条各号に掲げる事項
鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会	他の教員のモデルとなるような優れた教育を実践している教員として認定すべき者の選考に関する事項
略	
鳥取県就学支援委員会	障がいのある児童、生徒等の就学先及び転学等に関する事項
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会	特別支援学校における技能検定に関する事項
鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会	特別支援学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的ケアの実施に関する事項
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する事項
鳥取県英語教育推進会議	小学校、中学校及び高等学校における英語教育の推進に関する事項
略	
鳥取県立高等学校運営指導委員会	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する事項
鳥取県高校生英語弁論大会審査会	鳥取県高校生英語弁論大会における優秀な発表者の選考に関する事項

略	
鳥取県立学校学校評議員会	県立学校の運営に関する事項
略	
鳥取県指導改善研修教員審査委員会	児童等に対する指導が不適切な教員の認定及びその処遇等に関する事項
略	
鳥取県青少年社会教育施設運営委員会	鳥取県立青少年社会教育施設の施設運営のあり方に関する事項
鳥取県立図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項に規定する事項
略	

鳥取県高校生理数課題研究等発表会審査会	鳥取県高校生理数課題研究等発表会における優秀な発表者の選考に関する事項
略	
鳥取県立学校学校評議員会	県立学校の運営に関する事項
鳥取県キャリア教育推進会議	高等学校におけるキャリア教育のあり方及びキャリア形成のための具体的な施策に関する事項
略	
鳥取県指導改善研修教員審査委員会	児童等に対する指導が不適切な教員の認定及びその処遇等に関する事項
鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議	地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項
略	
鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会	鳥取県立船上山少年自然の家の施設運営のあり方に関する事項
鳥取県立大山青年の家運営委員会	鳥取県立大山青年の家の施設運営のあり方に関する事項
鳥取県立図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項に規定する事項
鳥取県育英奨学生選考委員会	高等学校等奨学資金及び大学等奨学資金の貸付等に関する事項
略	
鳥取県学校の安全教育推進委員会	学校の実践的な安全教育の充実を図ることを目的とした事業の実施に関する事項
鳥取県子どもの体力向上支援委員会	鳥取県の児童及び生徒の体力に関する調査結果の考察並びに当該調査結果の学校における活用方法及び県の体力向上の取組に関する事項
鳥取県武道指導推進委員会	中学校における武道の授業に派遣する外部指導者の活用方法に関する事項
鳥取県がん教育推進協議会	学校におけるがん教育の推進に関する事項

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項並びに指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項	鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項
鳥取県教育委員会補助金等審査会	県が県以外の補助事業等を行う者に対して相当の反対給付を受けないで交付する補助金、交付金、利子補給金その他これに類するものの交付の対象となる事務又は事業の採択等に関する事項	鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項
鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会	県が発注する業務に係る地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため公募等により契約の相手方を選定する場合における当該相手方の選定に関する事項及び第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を実施する場合における落札者の決定に関する事項		
鳥取県教育委員会表彰・認定等審査会	県が行う表彰、認定その他これらに類するものの対象者等の審査、選考等に関する事項（他の附属機関の調査審議する事項を除く。）		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第1の左欄又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表第1の左欄又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県職員健康管理審査会	鳥取県職員一般疾患健康管理審査会 鳥取県職員精神疾患健康管理審査会
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権意識調査実施検討委員会

鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県有害図書類指定審査会
鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進会議
鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会 鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会 鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会 鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会 鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会 鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会 鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会 鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会 鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会 鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会 鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会 鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県観光交流局指定管理施設運営評価委員会 鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県生活環境部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県商工労働部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県農林水産部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会 鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会
鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会	鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会 鳥取県立農業大学校外部評価委員会 鳥取県農業改良普及所外部評価検討会 鳥取県農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会 鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会
鳥取県補助金等審査会	トットリズム推進委員会
鳥取県表彰・認定等審査会	トットリズム推進委員会 鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会 鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員会 とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会 まんが王国とっとり国際マンガコンテスト審査委員会 鳥取県体験作文等審査委員会 鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会 鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会 鳥取県自然環境保全コンクール審査会 鳥取県グリーン商品認定審査会 鳥取県経営革新計画承認審査会 鳥取県経営革新大賞表彰審査委員会 鳥取県トリアル発注対象製品等選定会議 鳥取県技能者表彰候補者選考委員会 鳥取県伝統工芸認定委員会



	食のみやこ鳥取県推進協議会 鳥取県優秀経営農林水産業者等被表彰者審査会 鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会 鳥取県和牛産肉能力検定委員会 鳥取県緑化関連表彰等審査会
鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会 鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会
鳥取県特別支援教育推進委員会	鳥取県就学支援委員会 鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会 鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会 鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	鳥取県立高等学校運営指導委員会
鳥取県青少年社会教育施設運営委員会	鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会 鳥取県立大山青年の家運営委員会
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会 鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会
鳥取県教育委員会表彰・認定等審査会	鳥取県高校生英語弁論大会審査会 鳥取県高校生理数課題研究等発表会審査会 鳥取県育英奨学生選考委員会

3 この条例の施行の際現に鳥取県附属機関条例第2条第3項の規定により設置されている附属機関については、改正後の鳥取県附属機関条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について （職員の給与に関する条例の一部改正について）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 旅館業法の一部改正により、「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別が「旅館・ホテル営業」に統合されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 （1）災害派遣手当について定めた規定中引用する旅館業法の条項を改める。 （2）施行期日は、平成30年6月15日とする。</p> <p>&lt;災害派遣手当&gt; 災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給 （算定方法） 支給額 = 滞在日数 × 基準額 （基準額） 滞在期間の長さ及び利用する施設の種別に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内</p>

職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(災害派遣手当) 第11条の10 略</p> <p>2 災害派遣手当の日額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 この表において、公用の施設等とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>の用に供する施設以外の施設をいう。</p> <p>3 略</p>	略	<p>(災害派遣手当) 第11条の10 略</p> <p>2 災害派遣手当の日額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 この表において、公用の施設等とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定する<u>ホテル営業又は旅館営業</u>の用に供する施設以外の施設をいう。</p> <p>3 略</p>	略
略			
略			

第2条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置に係る手数料の徴収)

2 旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第5条第1項に規定する許可の申請については、1件につき22,000円の手数料を徴収する。

3 前項の規定により手数料を徴収した申請に係る許可については、鳥取県旅館業法施行条例第8条第1号の手数料は徴収しない。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県行政不服審査会を共同設置する八頭環境施設組合の解散に伴い、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 (1) 変更後の規約を定める団体 ・ 16市町村（倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町） ・ 10組合（鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合）</p> <p>(2) 変更後の規約の施行日 平成30年4月1日</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>包括外部監査契約の締結について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b>                  地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結するため、同法第252条の36第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 契約の相手方                  住 所 鳥取市吉成南町二丁目4番7号                  氏 名 岸本信一                  資 格 税理士</p> <p>(2) 契約の始期                  平成30年4月1日</p> <p>(3) 費用の算定方法                  9,150,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。</p> <p>(4) 費用の支払方法                  監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。</p>

条 例 名 等	鳥取県税条例等の一部改正について																																																					
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 平成30年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、次の事項を主な内容とする所要の改正を行う。</p> <p>(1) 不動産取得税の特例措置の延長                  (2) 県たばこ税の税率の引上げ                  (3) 自動車取得税の特例措置の延長                  (4) ガス中小事業者に係る法人事業税の収入金課税方式の見直し                  (5) 大法人の法人二税に係る電子申告の義務化</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 不動産取得税に関する事項                  ア 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置(本則4%→特例3%)を3年延長する。                  イ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(評価額を1/2に圧縮)を3年延長する。</p> <p>(2) 県たばこ税に関する事項                  ア たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる(国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円)。                  イ 平成27年度税制改正において、平成31年4月1日に予定されていた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ時期を、平成31年10月1日に延期する。                  ※「旧3級品たばこ」とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこ(「わかば」「しんせい」「エコー」など6銘柄)をいう。</p> <p style="text-align: right;">(税率：円/1,000本当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">実施時期</th> <th colspan="2">地 方 の</th> <th colspan="2">国 の</th> </tr> <tr> <th>たばこ税</th> <th>県たばこ税</th> <th>市 町 村</th> <th>たばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一 般 品</td> <td>現 行</td> <td>6,122</td> <td>860</td> <td>5,262</td> <td>6,122</td> </tr> <tr> <td>H30.10.1</td> <td>6,622</td> <td>930</td> <td>5,692</td> <td>6,622</td> </tr> <tr> <td>H32.10.1</td> <td>7,122</td> <td>1,000</td> <td>6,122</td> <td>7,122</td> </tr> <tr> <td>H33.10.1</td> <td>7,622</td> <td>1,070</td> <td>6,552</td> <td>7,622</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧3級品</td> <td>現 行</td> <td>3,906</td> <td>551</td> <td>3,355</td> <td>3,906</td> </tr> <tr> <td>H30.4.1</td> <td>4,656</td> <td>656</td> <td>4,000</td> <td>4,656</td> </tr> <tr> <td>H31.10.1</td> <td>6,622</td> <td>930</td> <td>5,692</td> <td>6,622</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 自動車取得税に関する事項                  免税点の特例措置(本則15万円→特例50万円)の適用期限を1年6か月延長する(自動車取得税が廃止される予定の平成31年9月30日まで)。</p> <p>(4) 法人事業税に関する事項                  ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から通常の課税方式(所得金額課税・外形標準課税)に見直す。                  ※「ガス中小事業者」とは、規制料金の対象外で、大規模なLNG(液化天然ガス)基地を保有していない中小規模の事業者のことをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ガス中小事業者の区分</th> <th>課税方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円以下の事業者</td> <td>所得金額課税</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円超の事業者</td> <td>外形標準課税+所得金額課税</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 電子申告の義務化に関する事項                  資本金1億円超の普通法人等に対して、平成32年4月1日以後に開始する事業年度から法人県民税、法人事業税の電子申告を義務付ける。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、平成30年4月1日とする。ただし、2の(2)に関する事項については平成30年10月1日とし、2の(5)に関する事項については平成32年4月1日とする。                  (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>	区 分	実施時期	地 方 の		国 の		たばこ税	県たばこ税	市 町 村	たばこ税	一 般 品	現 行	6,122	860	5,262	6,122	H30.10.1	6,622	930	5,692	6,622	H32.10.1	7,122	1,000	6,122	7,122	H33.10.1	7,622	1,070	6,552	7,622	旧3級品	現 行	3,906	551	3,355	3,906	H30.4.1	4,656	656	4,000	4,656	H31.10.1	6,622	930	5,692	6,622	ガス中小事業者の区分	課税方式	資本金1億円以下の事業者	所得金額課税	資本金1億円超の事業者	外形標準課税+所得金額課税
区 分	実施時期			地 方 の		国 の																																																
		たばこ税	県たばこ税	市 町 村	たばこ税																																																	
一 般 品	現 行	6,122	860	5,262	6,122																																																	
	H30.10.1	6,622	930	5,692	6,622																																																	
	H32.10.1	7,122	1,000	6,122	7,122																																																	
	H33.10.1	7,622	1,070	6,552	7,622																																																	
旧3級品	現 行	3,906	551	3,355	3,906																																																	
	H30.4.1	4,656	656	4,000	4,656																																																	
	H31.10.1	6,622	930	5,692	6,622																																																	
ガス中小事業者の区分	課税方式																																																					
資本金1億円以下の事業者	所得金額課税																																																					
資本金1億円超の事業者	外形標準課税+所得金額課税																																																					

<参考>

その他の税制改正の内容 ※条例の改正は不要

- (1) 森林環境税の創設 [平成36年度から国税として課税]
- (2) 地方消費税の清算基準の抜本的見直し [平成30年4月1日以後]
- (3) 個人所得課税の見直し [平成33年度分個人県民税から適用]
  - ア 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
  - イ 給与所得控除の見直し
  - ウ 公的年金等控除の見直し
  - エ 基礎控除の見直し
  - オ その他の控除の見直し

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—<u>第19条の2</u>)</p> <p>第2章～第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(申告書、届出書等の提出)</p> <p>第19条 略</p> <p>(法定外目的税の指定)</p> <p><u>第19条の2 施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税は、産業廃棄物処分場税とする。</u></p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p>		<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—<u>第19条</u>)</p> <p>第2章～第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(申告書、届出書等の提出)</p> <p>第19条 略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 電気供給業、ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行う</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		事業	額	略		(2) 電気供給業、ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行う	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		事業	額	略		(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)	略
事業	額														
略															
(2) 電気供給業、ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行う	略														
事業	額														
略															
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)	略														



ものを除く。以下この節において同じ。)及び保険業(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)

2～5 略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の3 知事は、法第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けない土地で、3世代住宅の用に供するものの取得に対して課する不動産取得税については、当該3世代住宅が同条第1項又は法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば法第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けることとなる場合には、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。

2～4 略

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(専有部分の床面積の割合の補正等の申出)

第87条 総務省令第7条の3第4項又は第7条の3の2第4項若しくは第5項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書に、家屋の区分所有者の全員が連署して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

2～5 略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の3 知事は、法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けない土地で、3世代住宅の用に供するものの取得に対して課する不動産取得税については、当該3世代住宅が同条第1項又は法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けることとなる場合には、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。

2～4 略

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(専有部分の床面積の割合の補正の申出)

第87条 総務省令第7条の3第3項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書に、家屋の区分所有者の全員が連署して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項（法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 法第73条の24第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次に掲げる書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅であることを証明する書類

(2) 法第73条の24第3項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項の証明を受けたことを証する書類

(3) 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項（法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者にあっては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあっては前条第4項の書類（同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

（住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等）

第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の24第1項第1号に規定す

第89条 法第73条の24第1項（法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次に掲げる書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅であることを証明する書類

(2) 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項（法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者にあっては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあっては前条第4項の書類（同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

（住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等）

第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の24第1項第1号に規定す

る特例適用住宅の新築、同条第2項第1号に規定する耐震基準適合既存住宅等の取得又は同条第3項第1号に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第6項の規定の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した宅地建物取引業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (5) 住宅を取得した年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第109条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

- (1) 当該住宅が法附則第11条の4第6項に規定する特定住宅性能向上改修住宅に該当することを証明する書類
- (2) 当該土地を譲渡した個人に対し宅地建物取引業法第37条第1項の規定により交付した書面の写し
- (3) その他知事が必要であると認める書類

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第11条の4第6項の規定の適用を受けようとするものは、土地の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。

4 前項の場合においては、第84条第1項の申告書に第2項の書類を添付しなければならない。ただし、第109条第2項の規定により既に提出されている書

る特例適用住宅の新築又は同条第2項第1号に規定する既存住宅等の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

第111条及び第112条 削除

類については、添付を省略することができる。

(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第7項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した宅地建物取引業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、番地、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、用途及び床面積
- (5) 住宅の改修工事の着工及び完成の予定年月日又は取得の予定年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 法附則第11条の4第7項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(用語)

第114条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造たばこ 法第74条第1項第1号に規定する製造たばこをいう。
- (2) 特定販売業者 法第74条第1項第2号に規定する特定販売業者をいう。
- (3) 卸売販売業者 法第74条第1項第3号に規定する卸売販売業者をいう。
- (4) 小売販売業者 法第74条第1項第4号に規定する小売販売業者をいう。
- (5) 小売販売業者の営業所 法第74条第1項第5号に規定する小売販売業者の営業所をいう。

(たばこ税の課税標準)

第116条 略

2 前項に規定する製造たばこの本数は、法第74条の4第2項から第4項までの規定により算定するものとする。

(用語)

第114条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造たばこ 法第74条第1号に規定する製造たばこをいう。
- (2) 特定販売業者 法第74条第2号に規定する特定販売業者をいう。
- (3) 卸売販売業者 法第74条第3号に規定する卸売販売業者をいう。
- (4) 小売販売業者 法第74条第4号に規定する小売販売業者をいう。
- (5) 小売販売業者の営業所 法第74条第5号に規定する小売販売業者の営業所をいう。

(たばこ税の課税標準)

第116条 略

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき1,070円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の

売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで  
1,000本につき930円

(2) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで  
1,000本につき1,000円

2 次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われるたばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)・(2) 略

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで  
1,000本につき656円

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2. 法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車で初めて新規登録等(法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3. 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき860円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条

次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われるたばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)・(2) 略

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで  
1,000本につき656円

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2. 法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車で初めて新規登録等(法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3. 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3



8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（自動車取得税の免税点）

第134条の12 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 略

(2) 平成31年9月30日までに行われた自動車の取得 50万円

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（自動車取得税の免税点）

第134条の12 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 略

(2) 平成30年3月31日までに行われた自動車の取得 50万円

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第19条の4</u>）</p> <p>第2章～第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（申告書、届出書等の提出）</p> <p>第19条 略</p> <p>（申告書、届出書等の提出の特例）</p> <p><u>第19条の2 法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して行う特定書面等地方税関係申告等については、前条の規定を適用しない。この場合において、当該特定書面等地方税関係申告等は、前条の規定により提出されたものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>第19条の3 法第747条の3第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して行う特定地方税関係申告等については、第19条の規定を適用しない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第19条の2</u>）</p> <p>第2章～第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（申告書、届出書等の提出）</p> <p>第19条 略</p>

(法定外目的税の指定)

第19条の4 略

(法定外目的税の指定)

第19条の2 略

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者(個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車取得税、自動車税及び狩猟税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、<u>第3号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 法第761条に規定する地方税共同機構</u></p> <p>2. <u>前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあっては納付書又は納入書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の5の2第2項に規定する総務省令で定める方法によるものとする。</u></p> <p>3. <u>第1項の規定にかかわらず、徴税吏員である出納員及び分任出納員は、納税者又は特別徴収義務者から徴収金又は納入金を収納することができる。</u></p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者(個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車取得税、自動車税及び狩猟税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、<u>納付書又は納入書によって、</u>次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、徴税吏員である出納員及び分任出納員は、納税者又は特別徴収義務者から徴収金又は納入金を収納することができる。</u></p>

第4条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3</p>	<p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3</p>



パーセントとする。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(3) 法人の事業税	略	
	ウ 法第72条の31 第1項の規定により提出期限後に提出した申告書に係る税額	略
	エ 法第72条の31 第2項又は第3項の修正申告書に係る税額	略
	オ 法第72条の25 第3項又は第5項(これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の規定による申告納付に係る税額	略
略		

2～5 略

(法人の県民税の申告納付)

第43条 略

2・3 略

4 特定法人(法第53条第47項に規定する特定法人をいう。)である内国法人(法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。)は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。

5 前項の規定により行われた申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第46項

パーセントとする。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(3) 法人の事業税	略	
	ウ 法第72条の33 第1項の規定により提出期限後に提出した申告書に係る税額	略
	エ 法第72条の33 第2項又は第3項の修正申告書に係る税額	略
	オ 法第72条の25 第3項又は第5項(法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の規定による申告納付に係る税額	略
略		

2～5 略

(法人の県民税の申告納付)

第43条 略

2・3 略

に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

- 2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41第1項から第3項まで若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、法第72条の31第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。
- 3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の31第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(特定法人である内国法人の申告)

第61条の2 特定法人（法第72条の32第2項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、第60条並びに前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、法

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

- 2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41第1項から第3項まで若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。
- 3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

<p>第72条の32第1項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。</p> <p>2. 前項の規定により行われた申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>3. 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第72条の32第1項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。</p> <p>(法人の事業税の徴収猶予の申請) 第61条の3 略</p>	<p>(法人の事業税の徴収猶予の申請) 第61条の2 略</p>
--	--------------------------------------

第5条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第118条 <u>削除</u></p>	<p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第118条 次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) <u>平成30年10月1日から平成32年9月30日まで</u> 1,000本につき930円</p> <p>(2) <u>平成32年10月1日から平成33年9月30日まで</u> 1,000本につき1,000円</p>

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成27年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「地方税法等改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第2条中鳥取県税条例第118条の改正規定及び附則第9条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「地方税法等改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第2条中鳥取県税条例第118条の改正規定及び附則第9条の規定 <u>平成31年4月1日</u></p>

第9条 別段の定めがあるものを除き、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分は、平成31年10月1日以後に課すべき県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成31年10月1日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第12条第13項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数を課税標準として、1,000本につき274円の県たばこ税を課する。

第9条 別段の定めがあるものを除き、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分は、平成31年4月1日以後に課すべき県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成31年4月1日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第12条第13項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数を課税標準として、1,000本につき204円の県たばこ税を課する。

第7条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成27年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
第2条中鳥取県税条例第118条の改正規定を次のように改める。

<p>(たばこ税の税率の特例) 第118条 略</p>	<p>(たばこ税の税率の特例) 第118条 略 2 次各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われるたばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円 (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき656円</p>
---------------------------------	--

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第3条中鳥取県税条例第40条、第134条の11、第134条の12及び第134条の44の改正規定並びに同条を第135条とする改正規定を次のように改める。

<p>(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に</p>	<p>(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に</p>
--	--

掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の1
(2) 平成33年3月31日までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の1

2～6 略

掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の3.2
(2) 平成33年3月31日までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の4
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の3.2

2～6 略

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 営業用の自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車を除く。）及び同条の軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車であって初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の

適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合

<p>(用語)</p> <p><u>第135条</u> この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>環境性能割</u> <u>法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。</u></p> <p>(2) <u>種別割</u> <u>法第145条第2号に規定する種別割をいう。</u></p> <p>(3) <u>自動車</u> <u>法第145条第3号に規定する自動車をいう。</u></p> <p>(4) <u>新規登録</u> <u>道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>天然ガス自動車</u> <u>法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。</u></p> <p>(8) <u>電力併用自動車</u> <u>法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。</u></p>	<p><u>に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。</u></p> <p>(自動車取得税の免税点)</p> <p><u>第134条の12</u> 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>(1) <u>次号の自動車の取得以外の自動車の取得</u> <u>15万円</u></p> <p>(2) <u>平成31年9月30日までに行われた自動車の取得</u> <u>50万円</u></p> <p>(用語)</p> <p><u>第134条の44</u> この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新車新規登録</u> <u>法附則第12条の3第1項第1号に規定する新車新規登録をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>天然ガス自動車</u> <u>専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。</u></p> <p>(5) <u>電力併用自動車</u> <u>内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県条例第114条及び第116条から第118条までの改正規定並びに第6条、第7条及び附則第4条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第2条の規定 平成31年4月1日

(3) 第3条の規定 平成31年10月1日

(4) 第4条、次条及び附則第3条第2項の規定 平成32年4月1日

(5) 第5条及び附則第5条の規定 平成33年10月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第4条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「32年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 32年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中県たばこ税に関する部分は、平成30年10月1日以後に課すべき県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に鳥取県税条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた第1条の規定による改正前の鳥取県税条例第114条第1号に規定する製造たばこ（紙巻たばこ三級品（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこをいう。以下同じ。）を除く。以下この項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のために所持する卸売販売業者等（地方税法第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者（同法第74条第1項第4号に規定する小売販売業者をいう。以下同じ。）がある場合において、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第10条第2項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数を課税標準として、1,000本につき70円の県たばこ税を課する。

3 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新条例第114条第1号に規定する製造たばこ（以下この項及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第12条第2項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数を課税標準として、1,000本につき70円の県たばこ税を課する。

第5条 別段の定めがあるものを除き、第5条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定は、平成33年10月1日以後に課すべき県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第13条第2項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数を課税標準として、1,000本につき70円の県たばこ税を課する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。



(規則への委任)

第7条 第196回国会において地方税法等改正法が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

条 例 名 等	職員の給与に関する条例の一部改正について			
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の通勤手当の額の改定を行う。			
	2 概 要 (1) 自動車等を使用することを常例とする職員に対する通勤手当の額を次のとおり改める。			
	改正後		改正前	
	使用距離 (片道)	金額	使用距離 (片道)	金額
	4キロメートル未満	1,600円	5キロメートル未満	2,200円
	4キロメートル以上6キロメートル未満	2,700円	5キロメートル以上	4,800円
	6キロメートル以上8キロメートル未満	3,800円		
	8キロメートル以上10キロメートル未満	4,900円	10キロメートル未満	8,000円
	10キロメートル以上12キロメートル未満	6,000円		
	12キロメートル以上14キロメートル未満	7,100円	15キロメートル未満	1万1,200円
	14キロメートル以上16キロメートル未満	8,200円		
	16キロメートル以上18キロメートル未満	9,300円	15キロメートル以上	1万4,400円
	18キロメートル以上20キロメートル未満	1万400円		
	20キロメートル以上25キロメートル未満	1万2,300円	同左	1万7,600円
	25キロメートル以上30キロメートル未満	1万5,000円	同左	
	30キロメートル以上35キロメートル未満	1万7,700円	同左	2万800円
	35キロメートル以上40キロメートル未満	2万400円	同左	
	40キロメートル以上45キロメートル未満	2万3,100円	同左	2万4,000円
	45キロメートル以上50キロメートル未満	2万5,800円	同左	
	50キロメートル以上55キロメートル未満	2万8,500円	同左	3万3,600円
	55キロメートル以上60キロメートル未満	3万1,200円	同左	
	60キロメートル以上65キロメートル未満	3万3,900円	同左	3万6,800円
	65キロメートル以上70キロメートル未満	3万6,600円	同左	
	70キロメートル以上75キロメートル未満	3万9,300円	70キロメートル以上	4万円
	75キロメートル以上80キロメートル未満	4万2,000円		
	80キロメートル以上85キロメートル未満	4万4,700円	4万3,200円	4万6,400円
	85キロメートル以上90キロメートル未満	4万7,400円		
	90キロメートル以上	5万100円		
	(2) 特別急行列車を利用することを常例とする職員に対する通勤手当の額を、特別料金等の額の3分の2 (現行 2分の1) に引き上げる。			
	(3) 特別急行列車を利用することを常例とする職員に対する通勤手当の額の見直しに伴い、ノーマイカーデー運動に参加する職員の通勤手当の額を改める。			
	(4) 施行期日は、平成30年4月1日とする。			

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2. 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道4キロメートル未満である職員 <u>1,600円</u></p> <p>イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 <u>2,700円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 <u>3,800円</u></p> <p>エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,900円</u></p> <p>オ 使用距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満である職員 <u>6,000円</u></p> <p>カ 使用距離が片道12キロメートル以上14キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>キ 使用距離が片道14キロメートル以上16キロメートル未満である職員 <u>8,200円</u></p> <p>ク 使用距離が片道16キロメートル以上18キロメートル未満である職員 <u>9,300円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道18キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2,300円</u></p> <p>サ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万5,000円</u></p> <p>シ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万7,700円</u></p> <p>ス 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万400円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2. 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 <u>2,200円</u></p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,800円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>8,000円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万1,200円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万4,400円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万7,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>2万800円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万4,000円</u></p>

- セ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万3,100円
- ソ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万5,800円
- タ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,500円
- チ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万1,200円
- ツ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 3万3,900円
- テ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 3万6,600円
- ト 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 3万9,300円
- ナ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 4万2,000円
- ニ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 4万4,700円
- ヌ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 4万7,400円
- ネ 使用距離が片道90キロメートル以上である職員 5万100円

(3) 略

3 略

4. 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

(1) 通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間

- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万7,200円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 3万400円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万3,600円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万6,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 4万円
- セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 4万3,200円

- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上である職員 4万6,400円

(3) 略

3 略

4. 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

(1) 通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間

<p>の通勤に要する特別料金等の額の<u>3分の2</u>に相当する額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。)のうち、通勤のため自動車等(原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。)を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日(以下この項において「特定日」という。)に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に第1号に掲げる額を加えた額(当該額が0円を下回るときは、当該額の絶対値に相当する額を差し引いた額)に第2号に掲げる額を加え、第3号に掲げる額を減じた額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者が特定日における通勤のため利用しその利用に係る特別料金等を負担する特別急行列車(その者が常例として利用するものを除く。)について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する特別料金等の額の<u>21分の2</u>に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(3) 略</p> <p>7~9 略</p>	<p>の通勤に要する特別料金等の額の<u>2分の1</u>に相当する額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。)のうち、通勤のため自動車等(原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。)を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日(以下この項において「特定日」という。)に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に第1号に掲げる額を加えた額(当該額が0円を下回るときは、当該額の絶対値に相当する額を差し引いた額)に第2号に掲げる額を加え、第3号に掲げる額を減じた額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者が特定日における通勤のため利用しその利用に係る特別料金等を負担する特別急行列車(その者が常例として利用するものを除く。)について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する特別料金等の額の<u>14分の1</u>に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(3) 略</p> <p>7~9 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(人事委員会への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

